

地域と農業

会 報

第 70 号

Jul. 2008

Summer

特集

平成19年度

北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」

に係る第三回研究会

社団法人 北海道地域農業研究所

●札幌駅から徒歩5分●

札幌でのご宿泊なら

ホテルノースイン札幌

北農健保会館へ

★ 夏割ツイン・和室プラン

素泊り(平日・日曜日限定)

●一室2名以上のご利用で

お一人様 **¥3,500~**

★ Sルームプラン

限定10室

バス・トイレ付のシングルルームでのお泊まり朝食付きのお得なプラン

¥6,000

旅の疲れを癒す 男性専用 サウナ付大浴場を完備

もちろん宿泊者は無料。早朝6時から夜行列車、バスで朝札幌に着いてもご利用できます。ゆっくり休憩できるレストルームもご用意しております。

宿泊以外の方のご利用は1,000円となります。

ご利用時間 第一部 6:00~ 9:30
第二部 12:00~20:00

期間・平成20年6月1日~平成20年10月31日

電話ご予約 **TEL:011-261-3270** FAX 011-261-3298

■夏割ツイン・和室プランは土曜日・7月20日・7月28日~8月22日・9月14日・10月12日は除外日となります。

■ほかの割引制度との併用は不可。

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目

<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>



FC e-Front runners

農産物の品質を支える 新しい「営農支援」。 富士電機の提案です。

モバイル端末を活用するなど、
新しい情報システムが農産物の品質を支えます。

- モバイル病害虫防除支援システム
- 圃場巡回情報管理システム
- 生産者管理台帳
- 圃場管理システム
- 栽培履歴管理システム
- トレーサビリティシステム
- 農地地図情報システム
- 選別施設情報システム

富士電機の営農支援システム

モバイル病害虫防除支援システム
JA長野県営農センター様と共同開発
7月から運用中!

地域と農業

Vol. 70

表紙写真

提供：乃生 賢一



目次

2

みる
観 察

食糧をめぐる環境変化とわが国の農業生産

(社) 北海道地域農業研究所 特別参与 黒河 功

6

特 集

平成19年度北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第3回研究会
報 告 「日本農業の構造再編と法人経営の到達点」

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 谷口 信和

報 告 「JA出資農業生産法人の現段階と今後の課題」

財団法人日本農業研究所 研究員 李 侖美

まとめ 「北海道農業にとってのJA出資農業生産法人の意義」

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 谷口 信和

52

Essay

お母さんの味「花茶のチャレンジ」

“クレーム” あってこそ

「花茶」 小栗 美恵

57

レポート

福島県における過疎中山間地域振興 第2回

一産直屋台「いなGO」の取り組みー

福島大学 経済経営学類国際地域経済学専攻 准教授 小山 良太

71

連載No.52

あのマチこのムラ地域おこし活躍中
共和町の事例

(社) 北海道地域農業研究所 特別研究員 上宗 辰美

79

お知らせ・掲示板・DATA FILE

観 察

食糧をめぐる環境変化とわが国の農業生産

(社) 北海道地域農業研究所 特別参与 黒河 功

1 地球規模での食糧問題

かつてローマ・クラブによって指摘されたように、地球規模の食糧問題は、予測される人口増加に対して耕地面積の拡大可能性と面積当たり生産性向上の可能性によって説明されてきたが、昨今ではこれらの要素に加え、食生活の高度化たとえば肉類消費量の増加傾向が、人口増加に見合う食糧すなわち主食である小麦・コメなどの穀物確保を加速度的に困難にしているといわれている。家畜を通した場合、牛八〜十倍、豚五倍、鶏二〜三倍の穀物が必要とされるからである。

これら人口、耕地、生産性、食の内容などは構造的な要素であり長期的なものであるが、昨今とくに食糧問題を混乱させている

ものは突発的な異常気象による影響である。地球規模の温室効果をもたらずガス排出そのものは長期にわたってもたらされたものであるが、臨界点を超えた現段階ではそれが短期的・突発的に発現するようになっており、毎日不可欠の食糧調達を一時的にせよ途絶えさせる恐れを、とくに発展途上国においてもたらしているといえる。

とくに昨年あたりから、穀物市場での投機熱の高まり、原油高による輸送コストの増大、穀物を原料とするバイオ燃料生産が一举に拡大し、これまで世界の穀物需給が過剰基調で経過してきた時代はすでに終焉し、今や食糧と燃料との間で競合をきたし、都合のよい過剰対策でもあり温室効果をもたらずガス排出回避の重要な鍵となるはずであったバイオ燃料が、世界的な食糧危機の原因として一举に怨嗟の的となってしまうのである。そのた

め昨年に世界銀行は、これまでの教育・医療に偏りがちであった途上国への開発援助について、農業農村への投資にも拡大すべきであると呼びかけている。

2 再び「穀物の争奪戦」について

今年五月に開催されたアジア開発銀行の年次総会において、コメ価格が過去四ヵ月間でおよそ三倍になるなど、食糧価格高騰によって大きな影響を被る貧困層への支援によって財政悪化を招いている国とくに発展途上国に的を絞り、五億ドル（約五二〇億円）の低利融資による緊急財政支援を行うと発表している。対象となる国としてバングラディシュ、タジキスタンなど、主としてアジア太平洋地域が想定されているようである。同時に、二〇〇九年度の農村の社会基盤をはじめとする農業・天然資源プロジェクトへの融資をこれまでの倍増となる二〇億ドル強とすることも決められた。

本誌「地域と農業」第六八号の観察のテーマ「穀物の争奪戦が始まった」において、そのような現状と背景についての説明がなされてきたが、さらに食糧価格高騰をめぐり、米大統領がインドの所得水準の向上が原因と発言し、直ちにインドから米国のバイオ燃料増産政策こそが原因であるとの反論をくらい、また、米国

のバイオ研究者による中国人の肉類消費量の増加が食料危機を招くであろうとする報告書についても中国系新聞から猛反発を受けている。

地球規模における食糧需給問題の中でインドや中国がもたらす影響の大きさについては当然きわめて重要なものと認識されるし、欧米で普及が進んでいるバイオ燃料化は食糧不足・価格高騰と密接な相互依存関係・因果関係をもたらし、とくにアジア、アフリカなどにおける低所得者層に多大な影響を与えていると考えられる。

3 日本における農業生産の構造変革の必要性

このように昨年一月、米大統領が一般教書の中でバイオエタノール増産計画を打ち出した結果、その原料となるトウモロコシの作付急増と小麦・大豆の作付減少を招き、食料調達危機の不安感を一気にあおり、その影響でコメ調達価格までも高騰させたといえる。このようなバイオ燃料化がもたらす様々な懸念について、食糧確保の観点から見直すべきであるとの意見は既に世界各国から一斉に出始めているが、しかしながらアメリカがバイオ燃料増産を見直すか否かは不明である。

いうまでもなく、日本の家畜飼料の主原料は海外から調達する

トウモロコシであり、その高騰は国内生産コストをそのまま押し上げるものとなっている。急激な調達価格の上昇を補填する制度は設けられてはいるが支援にも限度があり、その後も価格は高水準のまま推移し、生産者さらには消費者にも影響を及ぼしている。

このまま海外における穀物が燃料と飼料間の争奪合戦によって、高価格水準のままに推移していくとすれば、日本における畜産の飼料基盤を抜本的に変革すること、すなわち国内における穀物・飼料の生産基盤を確保し、その大部分の国内調達を実現することが迫られているという過言ではない。その場合、もちろん相変わらず過剰生産気味に推移しているコメ生産も含めて全体的・総合的に見直す中で、国内での農業生産の可能性と日本の食糧・食料調達のあり方について再検討されるべきであろう。

4 地球温暖化対策と食糧安全保障

このような問題状況の中で、地球温暖化問題は重要であるが長期的課題であり、緊急性からみて食糧調達を優先させるべきであると考えられるものもなことである。しかし基本的にはこの問題状況は、穀物生産をめぐる食糧と燃料との問題を競合関係として捉えるのではなく、食糧調達とバイオ燃料化の問題は補完関係できれば補完関係の問題として捉えるべきであり、その立場から

解決の糸口を探る必要があるといえる。

生産の三要素である土地、労働、資本に関して、とくに農業の場合には土地要素の利用に関してある財とその他財の生産の作期が同じであれば当然競合するが、前後作あるいは裏作など作期が違える場合には土地利用に関して相互に影響を及ぼさず無関係であることを補完関係という。補完は、ある財を生産すればするほど他財の生産をも助長する関係であり、土地利用に関してみれば混作あるいは間作、作物残渣あるいは堆肥など副生産物生産などがそれにあたる。

日本政府においても、①日本型バイオ燃料として、食料を使用せずに稲わら、間伐材、木の皮など繊維物質からエタノールを生み出す技術開発に取り組むこと、②耕作放棄地を活用し、通常はバイオ燃料の原料供給を行うが、緊急時には即食料供給の機能を果たすという、地球温暖化防止と食糧安全保障にも備えようとする構想を打ち出している（二〇〇八年五月）。

このような方向性は、地球温暖化対策と食糧安全保障における食用農産物の利用競合を避け、補完・補完関係の中に共存させようとするものであり大いに推進されるべきであろう。アメリカにおけるバイオ燃料についても当面はトウモロコシ中心であると思われるが、将来的には麦わらと木材によるバイオ燃料を六割程度にしたいとしている。

日本型バイオ燃料の中心となるのは、当然、コメ生産における副生産物である稲わらとみられるが、このような日本型バイオ燃料生産システムについては、①効率的な大量の稲わらの刈り取り・集草・積み込み・運搬作業方法、②バイオ燃料製造技術（酵素化法）、③発酵残滓の農地還元方法の確立などがポイントとなっており、同時に、燃料を大量生産できる作物群に関するさらなる研究開発の推進が必要となっている。

5 コメの生産過剰と飼料化の可能性

トウモロコシや小麦などの輸入価格上昇に加え、さらに遺伝子組み換えの恐れも一段と高まってきている中で、わが国では既に国産エサ米づくりが地域水田農業活性化対策などで事業化され、消費者とコメ作農家や畜産農家の連携により取り組まれているところである。コメ生産調整対応としての麦作、大豆作への転換が、手間、収量変動、機械化技術、価格水準などの諸点から魅力に欠けなかなか進展しないのが実情であり、このような昨今の情勢からは、コメを主食以外に家畜飼料として利用する方途を探る方が現実的であるかもしれない。食糧自給においてかくたる支障を及ぼさず、ともあれ食料たる穀物を家畜飼料として供することができるのは、世界広しといえども日本だけが実現可能な方法である

う。

しかし家畜飼料としての価格水準と生産者受取価格水準のあり方との間には、当然大きな隔たりがあり、エサ米の品種改良によるさらなるコストダウンの可能性、あるいは補助金など価格保障等の仕組みが、エサ米生産がコメ生産農家において受け入れられるようになるためには、どうしても必要な条件となってくる。さらにコメをバイオ燃料としても想定することができるとしても、その場合には燃料としてのコスト水準はさらに低く設定されなければ、バイオ燃料の要件が具備されないであろう。やはりここでも、コメを含め、飼料や燃料を大量生産できる作物に関する研究開発がいつそう必要となっていることが改めて認識されるのである。



平成19年度北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第三回研究会

(平成二十年一月十日開催)

座長挨拶

新年早々お集まりいただきましてありがとうございます。

本日も出席の皆さんは日々北海道農業の課題に直面して頑張っている方々かと思えますけれども、ともすると北海道という枠の中にこもりがちになっているのではないでしょうか。もっと視野を広げて、グローバルな状況を理解して、我々が直面している課題について深く考える必要があると思います。その一助になればという事で、本研究会では道外の研究者を招いてこれまで様々な議論を行ってきたわけです。

今回は東京大学の谷口先生と日本農業研究所の李さんをお招きし、「構造再編と法人経営」という、日々我々の頭を悩ませている課題の最新情報、さらにはその方向性についてお話しいただきます。

(社) 北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

谷口先生と李さんが執筆された本を読んできましたので、まずそれを課題させていただきます。皆さんご承知のように、昨年度から品目横断的経営安定対策という戦後最大規模の構造政策が実施されています。同時に日本農業を支えてきた昭和・一桁世代のリタイヤがいよいよ本格化してきました。「最近の年寄りには元気で頑張っている」と言われますけれども、七十才を超えた昭和・一桁世代はもはや政策が対象とする担い手とは言えないわけです。つまり、戦後最大規模の構造政策の実施と日本農業をリードしてきた昭和・一桁世代のリタイヤが重なっている。ここがポイントなんです。政策が対象とする担い手が大幅に減少してしまった。もう個別経営では限界だ。このような背景があつて、農業生産法人に期待が寄せられる

ようになってきたというわけです。

農業生産法人に関しては、第一回研究会で全国農地保有合理化協会の深谷さんにお話いただき、企業の農業参入の是非について議論いたしました。しかし、企業だけでなく農協が出資する農業生産法人もあるんですね。これはあまり知られていないと思うのですが、実は農協が農業生産法人を育成するという方針を立てているんです。このことについて認識する必要があるのではないかと思います。今日はJA出資農業生産法人の現段階と今後の課題について李さんにご報告いただきます。

その前段として谷口先生から構造問題についてお話いただきます。報告資料に品目横断対策の初年度の総括が書かれているようです。一年経って農業構造はどう変わったのか。集落営農のカバー率はどうなったのか。到達点としての法人をどう見れば良いのか。このようなお話がお聞きできるということで、とても楽しみにしております。

なお、北海道の位置づけについてもお話いただけたと思います。が、北海道の事例に関しては本研究所でも調査蓄積がございいます。本日は討論の中で北海道の農協出資法人の動向について事務局に報告してもらいますが、その整理は全国的な視野から見て適切なものと言えるのか、李さんにコメントいただければと思っております。

前置きが長くなりました。では谷口先生、ご報告をお願いいたします。



報告 「日本農業の構造再編と法人経営の到達点」

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 谷 口 信 和

ただ今、ご紹介頂きました谷口です。今日は北海道農業に関わる
 錚々たる皆さんにご参集いただきで大変嬉しい反面、ちょっと恐ろ
 しい気持ちで一杯です。時間が有り余っているわけではありません

ので、早速報告に入らせていただきます。まず、私の頭の中にあり
 ます北海道農業の位置についてお話ししたいと思います。私は「都府
 県―北海道―旧西ドイツ―旧東ドイツ」というライン上に北海道を
 位置づけています。私は元々旧東ドイツ農業の研究者でした。もち
 ろん都府県の農業についても研究してはいましたが、さしたる研究
 成果はありませんでしたので、東京大学に奉職している農業経済研
 究者の中では目立たない存在だったといつてよいと思います。とは
 いえ、いつもこのラインを前提にして考えています。「将来、家族
 経営はどこに収斂していくのだろう」といったことを考える場合も
 そうです。ですから、この意味では私にとって北海道農業は単なる
 ワン・オブ・ゼムではないのです。このことについて、まずご理解
 いただきたいと思います。

さて、報告の前に、本日のテーマに関わって何点かお話をし
 ていただきます。第一に、法人経営がなぜ注目されるのかということ
 で

す。
 これについては、日本農業の特質を前提に考えなければなりませ
 ん。日本で家族農業経営の限界が指摘されるようになってから、か
 なり経ちますけれども、そこにはいくつかの背景があると思います。
 一つは家族の人数が減っているということ、子供の数が減ってし
 まったということが決定的な理由です。子供が五人もいれば家族経
 営の継承が問題になるようなことはないでしょう。長男が「農業を
 継ぐのはイヤだ」と言っても「次男、三男がいるじゃないか。四人
 目、五人目がいるじゃないか」ということで対応できたのですが、
 子供が二人あるいは一人しかいないとなるとそうはいきません。子
 供に「農業を継ぐのはイヤだ」と言われてしまえばそれでおしま
 いなんです。

次に、職業選択の自由の保障が関係しています。「オレの職業を

谷口 信和（たにぐち のぶかず）氏



1948年 東京都生まれ
1972年 東京大学農学部卒業
1977年 東京大学大学院農学系研究科博士課程退学
1977年 名古屋大学経済学部助手
1979年 愛知学院大学商学部講師・助教授（1982年）
1983年 東京大学農学部助教授・教授（1994年）
1996年 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
農学博士

【主な著書】

『農業経済学』（共著）東京大学出版会、1993年
『21世紀日本農政の課題』（共著）農林統計協会、1998年
『20世紀社会主義農業の教訓』農山漁村文化協会、1999年
『日本農業年報50 米政策の大転換』（編著）農林統計協会、2004年
『東アジアの挑戦』（共著）アジア経済研究所、2006年
『JA（農協）出資農業法人』（李侖美と共著）農山漁村文化協会、2006年
『日本農業年報53 農業構造改革の現段階』（編著）農林統計協会、2007年
『日本農業年報54 世界の穀物需給とバイオエネルギー』（共著）農林統計協会、2008年

継いでくれ」なんていうことを語ることができる親はもうそんなにいないと思うのですが、このことが認められなくなってしまったために後継者の確保が困難になってしまったと考えています。当然、これは農業だけに当てはまる問題ではありません。東大本郷キャンパスの前には東京でも有数の古本屋街があったのですが、惨憺たる状況です。一軒おきにテナント募集の張り紙が貼ってあります。後継者のいない店が一軒おきにあるということです。古本屋の子供が古本屋を継がなければならない理由はありませんから、子供が継がなければこのようになってしまうわけです。

ただ、この点はヨーロッパもドイツも同じなんです。違いは何かといえば、暖簾分けの発想が日本には少ないということです。日本における借地の観念は地片借地 *Parzellenpacht* ですが、ドイツは違います。農場の貸し借りという観念、つまり農場借地 *Gutspacht* の観念があります。引退すると経営者は農場から出て行く。そして、新たな経営者がそこに入ってきます。

昔、吉永小百合さんがオランダに行きまして、ペンションを借りたそうなのですが、その時に驚いたと語っています。家をそっくりそのまま、すぐに生活できるような状態でポンと貸してくれることに大層驚いたそうです。実にナイフやフォークまで貸してくれます。日本で「箸まで貸します」といった発想は出てこないでしょう。

私もいつかザルツブルグのホテルに泊まった時に同じような経験をしました。ホテルで夕食がとれないので近くの料理屋へ行ったのです。その料理屋のスタッフに「いつからやっているのか」と尋ねましたら「四五〇年前からだ」と言うんです。「四五〇年も続いているのか」と再度尋ねましたら「続いている」と言うんですね。しかし、経営者は違うんです。同じファミリーが代々営業してきたというわけではないんです。店の名前だって違ってきます。たしかに中世から続いているレストランなのですが経営者は変わっている。

こうした形で文化が継承されているのですが、これは日本人にはなかなか理解しにくい面があります。日本独特のしがらみがあって、ヨーロッパでは継承されるものが日本では継承されない。そういったしがらみを家族経営の枠組みでは克服することができないので、農業生産法人のような組織で対応しようという発想が登場してきた。これが日本的個性なのではないのかと考えております。

第二に、日本の法人経営には水田農業というファクターが加わっているということです。水田農業における共同性、家族という狭い枠をちょっと越えた領域において共同で取り組むといった手法。これが日本人の心性に埋め込まれているのではないかと私は考えております。したがって、株式会社や有会社であってもその中身は家族経営の延長であったり、あるいは協同組合の性格を色濃く持っ

いたりするケースがあるわけです。企業形態だけに注目するのは一面的な捉え方に過ぎません。

第三に、他方で法人に対してアレルギーがあり過ぎるのではないかということです。私は昨年の七月に新潟県に出向き、農外からの農業参入事例を見してきました。昨年の『農村と都市をむすぶ』誌十二月号に、一緒に調査に行った梶井功先生が論文を書いています。参入企業をみて、「気持を変えた」とおっしゃるんですね。「実際に見たら違う」と。「地域の農業者と一体になって、まさに地域の『農』の確立のために頑張っている企業があるーいや、そういうことをやるためにつくられた企業があることを知り、そういう企業が『農』で活動する契機に特区制度が機能したことを知った」と。

一般企業、特に大企業とは違って、地元の企業は農地を買って、売り飛ばすようなことはしない。地域をなんとかしなければいけないということ、新規参入者に農業研修を行ったりしている。『農』に対して気持ちの入っている法人が沢山あると言うのです。特にNPO法人にはこういった組織が沢山あります。つまり、「農外からの参入者は悪で、農業内部の者は善だ」といった単純な二分法が成立しない時代に突入したということを、我々は認識しなければならぬと思うのです。

1. 現在の政治情勢と農政

本題に入ります。報告の順番ですが、まず私が構造問題の話をし、次に李さんがJ A出資農業生産法人の話をします。そして、最後に私が報告全体をまとめます。

最初に現在の政治情勢についてお話ししたいと思います。「衆院選前」という政治状況が依然として続いています。つまり、長期的な政策的判断ができない状況が続いているということです。政党と国会議員さんにとっては票が取れるかどうかが重要で、それを基準にして農政は動いている。それが正しいのかというと、もちろん正しいわけがありません。農民だってそんなことを望んでいません。時の政権のあり方に左右されない、五年後、十年後をしっかりと見据えた方針を立てて欲しいと願っているに決まっています。

私がいつも言うことがあります。それは現場の方との議論を通じてわかったことなのですが、「何年先の農政まで考えることが大事なのでしょうか」と尋ねましたら、「重要な固定資産の減価償却のための法定耐用年数が八年だから、これが最低の期間だ」と言うんです。つまり、息子に農業を継がせたいと思って新しい農業機械を購入したり施設を建設するケースが多いわけですが、せめてそれを償却するまでは農業政策を変えないで欲しいというわけです。その

期間が十年弱、これが目安だということです。

国際情勢や経済情勢の影響を受けますし、それぞれの経営が固有の課題を抱えていますから、十年先を見通すのは難しいかもしれません。反対に、投資分を完全に回収するには三十年は必要だという意見もあるでしょう。しかし、三十年先を考えるのは難しい。八年ないし十年という期間が適切なのではないのでしょうか。これは安定した農政の期間という意味だけでなく、農業改良普及員や農協職員の職務担当期間にも関係する問題です。つまり、一つの新しい課題にみんなで取り組むとなると、最低十年は必要だということです。本来、その間に職員を異動させてはならないんです。「この計画の立案者はもういない」「計画立案と全く関係のない後任が評価している」などという声が聞こえてくるような人事をやっているのはダメなんです。これでは地に足の着いた状態で仕事に専念できるわけがありません。

次に、最近、農業界に対して財界側から投げかけられている問題についてお話しします。農地政策に関するもののみ取り上げますが、そのうちのひとつは「農業側は耕作放棄地を大量に発生させているにもかかわらず、これを解消する能力はない」という批判です。私もこれは農業側の最大の弱点だと思っています。なぜなら自ら資源を持て余しているからです。つまり当事者能力がない。それを放つ

ておきながら、「企業が農地を使うのはダメ」と言っても論理としては弱いんです。

財界側は目ざといです。こういう実態を根拠にして「農業側は耕作放棄地対策もできないし、市場対応もできていないじゃないか。だから、日本的経営といわれた株式会社のノウハウを農業に生かしてやろう。参入規制を廃止せよ！」と主張するんです。さらに「ガンは農地法だ。だから利用権から所有権に至るまで全面的に自由化せよ」というロジックを持ち出してくるわけです。

また、最近、「広範な一般株式会社を農業に参入させ、農産物輸入関税を撤廃する。こうして残った農業経営があるならばそれで十分じゃないか。あとはムダな経営だから財政資金を投入する必要はないじゃないか」といったロジックが登場しました。昨年五月八日にグローバル化改革専門調査会第一次報告が公表されましたけれども、そこでこのような指摘をしているんですね。彼らは持続的農業経営体の創出を提案しています。認定農業者制度とは違って、民間機関にこの経営体を認定させるそうです。しかも、この機関を農協とイコールフットイングにするとしています。ここで認定された経営者は認定農業者ではありませんから、当然、生産調整には参加しなくても良いことになります。

さらに、わかりやすい話もあります。「このような企業の経営で

供給できない食料はEPAを早急に結んで、特恵的に輸入すればいいじゃないか」という主張です。私の隣の研究室にいる本間先生はこの調査会の委員であります。日豪EPA締結で「関税が撤廃されても十二%も自給率が維持される。国内生産が結構残るじゃないか」と言っています。実はこの十二%という数字は既定のものであって、彼らは十二〜四〇%の間ならどこに着地しても良いと思っているんです。つまり、十二%以上になれば「農政側は頑張ったじゃないか」と言える。そういう主張なんです。そうではなくて四〇%自体が大問題なのであって、少なくとも五〇%以上が求められるべきではないかというのが私の見解です。

このような政策提案が出された後、十月から十一月にかけて農水省も対案を出しましたが、簡単に言いますと、ワーキンググループの提案に対してお茶を濁したというのがその実態です。政治問題がありますから「そんなにやらなくてもいいだろう」と考え、ワーキンググループの主張を押し返したんですね。それが米緊急対策や農政改革三対策に反映されています。しかし、ワーキンググループの主張を単に押し返すだけではダメなんです。日本農業の全体の状況を正確に診断する。そして、少なくともガン細胞が蔓延していることがわかった以上、それをきちんと取り除いて健康な状態にする。

その上で、日本農業の発展方向を考えていく。こうしたプロセス

を経ることが大切なのではないでしょうか。

2. 日本農業と農地をめぐる

基本問題をどう把握するか

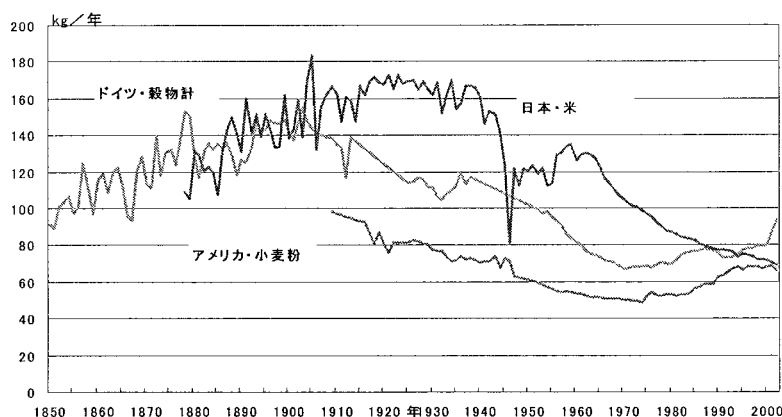
(1) コメ「過剰」と供給熱量自給率の低位性をめぐって

したがって、まず日本農業の基本的問題とは何かということを考えなければならぬわけですが、これに関しては山下惣一さんが実に巧みに表現されています。「コメを作っても飯が食えない」と。李さんに「これ韓国語に訳せる」と尋ねましたら、「訳せる」と言うのですね。つまり、こうした大事なことは、どこの国の言葉でも表現できるということなんです。「コメを作っても飯が食えない」という表現の中には農業構造改革と担い手の問題、さらにはコメの過剰問題が含まれています。その影響で耕作放棄地が大量発生し、多面的機能が後退していく。そして自給率が低下し、食料安全保障問題がクローズアップされる。山下さんの表現の中にはこれら全てが凝縮されているんです。これらはいずれも基本法と基本計画で解決すべき基本的な課題と位置づけられているものに他なりません。

そこで、はじめにコメ過剰と供給熱量自給率の低位性についてお話しします。私はコメ過剰の起点は一九二〇年代であると言い続けて

きました。このことをもって早く認識すべきだったと思います。あるいは少なくとも一九六〇年代に、このようなことが早晩来ると見通さなければならなかった。農水省は「日本人の一人当たりコメ消費のピークは昭和三七一年」といつも書いていますが、これは正しくはありません。その遙か前にピークは過ぎていました。資料1に示しましたように、一人一年当たり米消費量は一九四〇年代後半に急低下しますが、これは戦後の特殊な状況の下で下がったに過ぎません。ですから、その後また上昇する必要があります。そのトレンドは一九二〇年以降、

資料1 1人1年当たり穀物消費量の長期的推移



出所：谷口信和『20世紀社会主義農業の教訓』農山漁村文化協会、1999、等による。

低下しているのだということを理解しなければならないのです。

ドイツを見ますと、かつては日本人と同じような量食べていたんです。両国とも一九一〇年頃はだいたい一人一年当たり穀物消費量は一五〇kg前後で推移していました。ただ、ドイツは一八八〇年頃に一回目のピークを迎えています。二回目のピークは一九〇五年です。最初のピークはライ麦の需要。つまり、黒パンの需要がそこでピークに達しました。第二のピークは小麦の需要。我々が食べているのと同じ小麦を使った白いパンの需要がそこでピークに達しました。その後、どんどん下がって、石油ショックと食料危機に直面した一九七〇年代初頭に最低となります。そして、反転します。増加率はそんなに高くありませんが、増大しながら二十一世紀を迎えたわけです。実はアメリカもそうなのです。十九世紀の統計がないので、その頃の状況はわかりませんが、アメリカもほぼドイツと同じ傾向にあります。私の見る限り、少なくとも欧米の先進国はそうなっています。

一九七〇年代以降、デンプン質の中心をしめるパン、すなわち穀物の消費量が増加するといった歴史的局面に入っています。

しかし、残念ながら日本はそうなっていません。まだ下がり続けています。食料需給表によりますと、一人一年当たり米供給量（主食用）は二〇〇四年に五九・三kgだったものが二〇〇五年に五九・

四kgへとちょっとばかりですけれども増えたんですね。これを見て「私の持論どおりになったじゃないか！」と喜んだのですが、糠喜びに終わりました。二〇〇六年には五八・六kgとなり再び下がってしまいました。しかし、大局的に見れば日本も欧米の先進国と同じ状況になるだろうと、なんだか宗教じみた感じですが、私も、私にそう思っております。

ところで、皆さんご承知のとおり、日本はコメが過剰であるにも関わらず供給熱量自給率が異常に低い状況にあります。その最大の要因は何かというと、飼料穀物自給率が低いことにあります。私は十年くらい前から「飼料米を導入すべきだ！」と叫んでまいりました。「そんなものの採算とれないだろう!」「そんなものは空論に過ぎない!」と批判されて、ずっと冷たい視線を浴びてきたんですけども、ここにきて状況は大きく変わりました。新しい政策では三年間という条件付きではありますけれども、飼料米生産者に一〇アール当たり五万円が交付されることになりました。

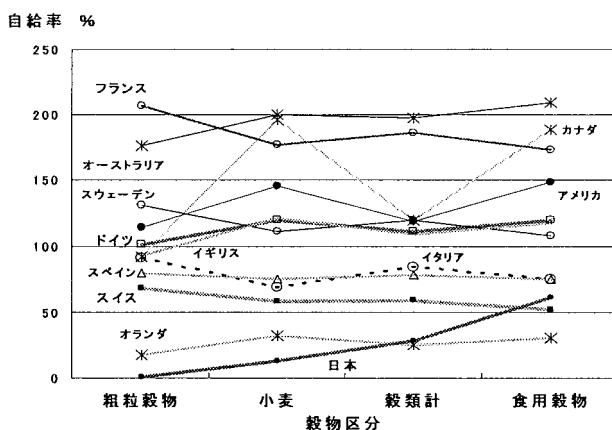
いずれにしても日本は穀物自給率が低すぎます。自給率は国によって異なり、その水準に差があるわけですが、供給熱量自給率が高い国というのは、いずれも穀物自給率が高いんです。当たり前です。

穀物をほったらかしにしておいて、その他の食料の生産に専念で

きるはずはない。ベーシックな食料のカロリーをまず第一に確保して、その上で畜産などの生産を行う。こうした当たり前の構造にしなければダメなんです。

先ほどドイツと日本を比較しましたけれども、両国の穀物自給率は一九六〇年頃までほとんど差がなかったんです。七〇%くらいですね。それが、一方では日本は今や穀物自給率が二八%、供給熱量自給率が三九%まで低下したのに対し、他方ではドイツは穀物自給率が一〇〇%を超えていて、総合的な自給率も八〇〜九〇%にまで上昇しています。一九六〇年代後半以降の政策が違ったために、対照的に推移したわけです。つまり、日本はドイツと自然条件などが異なっているとしても、採用する政策によっては自給率を高めることができるのです。先ほど申しましたドイツにおける穀物消費量の増大も、このような穀物自給率の上昇が背景にあると言えるのです。穀物自給率についても少しお話しします。資料2をご覧ください。粗粒穀物、小麦、穀類計、食用穀物とあえて四つに区分して先進国の穀物自給率を示してみました。そうすると、日本だけが左下がりの斜めのラインになってしまいうんです。他の国はほぼ横一線です。つまり、食用穀物も粗粒穀物も同じ水準になっているんです。「食用だけが大事で飼料はどうでもよい」などという発想はありません。人間の食欲を満たすために、ある時は直接穀物を食べる。ある時は

資料2 各種の穀物自給率の水準



きですから、アメリカはトウモロコシ、ヨーロッパは麦類だとすれば、日本は当然コメとなります。

飼料米の意義については、あちこちで書いてまいりましたので簡単に説明します。水田のままで作付が可能、風土的条件に適しているため管理費がかからないなどといった点がそれに該当します。しかし、北海道の畑作がそうであるように、ドイツをはじめとしたヨーロッパの農業は、地代の概念が日本の水田農業とは異なります。

迂回生産で家畜に穀物を食べさせた後、人間がその家畜を食べるといった発想を持っています。この点を踏まえると、日本の粗粒穀物自給率の低位性は異常だと言わざるを得ません。なお、各国は風土に応じた飼料用穀物をそれぞれ持っています。あるいは持つべ

借地期間が九十二年となるケースが多いのですが、これは九十二年輪作が一般的であることを反映したもののようです。九十二年「トータルでいくら払います」といった考え方で地代が成立するのであって、「一年だけ借りたいから単品のなたねやクローバーの収益を根拠に地代を算出してくれ」なんてことはありえませんが。北海道の畑作も三年または四年輪作が基本ですから、同じような考え方で地代が算出されます。ところが、日本の水田農業の場合、コメの連作が基本ですから、ワンクロップ制度の下で地代を支払うことになります。これは世界の中では例外なんですね。したがって、食料米だけでなく飼料米も作付するようになった時、地代の概念を転換しなければならなくなるわけです。

(2) 耕作放棄地問題の新たな局面と

求められる農地流動化の方向

次に耕作放棄地の問題に関わって三点ほどお話したいと思います。一つは、耕作放棄地の提供主体が販売農家から非農家世帯へシフトしたということです。二〇〇五年センサスによりますと、提供主体別に見た耕作放棄地面積は、トップが非農家世帯の十六万二、四一九ヘクタール、二位が販売農家の十四万四、三五六ヘクタールとなり、二〇〇〇年までトップだった販売農家と二位だった非農家世

帯の順位が入れ替わりました。こうなると「地主は都会に住んでいる」「相続人がわからない」といったケースが沢山出てきますから、「あの土地が借りたい」と言っても簡単に借りることができなくなってしまうんですね。相対で借りるのも困難になります。所有者と利用者を仲介する組織の重要性は、以前にも増して高まっているといえます。

二つ目は、非常に衝撃的な数値なのですが、販売農家の耕作放棄地が畑中心から田中心へ変化したということです。販売農家の耕作放棄地は、田が二〇〇〇年の六万一、〇二四ヘクタールから二〇〇五年の六万三、四六一ヘクタールへ、畑が同七万三、三〇九ヘクタールから同六万二、五〇四ヘクタールへ推移しました。田が増えて畑が減っただけでなく、畑よりも田の方が多くなってしまったんです。共同管理の下に置かれている田は耕作放棄されにくいといわれてきたのですが、そのロジックは覆されました。水田農業だけでなくその多面的機能も危機的状況にあることを、深刻に受け止めるければなりません。

三つ目は、作業受託で耕作放棄を食い止めることが困難になってしまったということです。かつては部分作業委託でよかった地権者も、労働力の脆弱化が進むとそうはいきません。全作業委託が貸付以外に手がなくなります。その結果、今までは作業受託により維持

されていた農地が放棄されてしまう危険性が出てきたわけです。ただ、作業受委託ではなく農地賃貸借といった経営責任を持たせた手法に転換すれば、耕作が維持される可能性はあります。賃貸借の意義を再認識し、受委託から賃貸借への移動を推進することが求められます。

3. 品目横断的経営安定対策がめざしたもの

このような状況の下で品目横断的経営安定対策が実施されました。そのポイントは何かと申しますと、都府県で初めて本格的な集落営農を中心とする経営や法人経営が担い手として展望されるようになったということです。換言すれば、家族経営から組織経営へシフトする方向に政策が動いたということなんです。「動いた」というよりも「動かされた」と言った方が正しいのですが、「動いた」という事実は非常に重い意味を持っています。もうこれを後戻りさせることはできない。壊すこともできない。許されるのは、作ったものをより発展させていくことだけです。したがって、その中身がどうなったのが非常に気になるわけです。実際、それを評価することとは大変難しいといわざるをえません。

品目横断的経営安定対策のねらいは、自給率の向上と構造改革の達成です。つまり、これら二兎を追わざるを得ないのが今日の日本

農政の制約なんです。これら二兎をどこまで追うことができたのかというと、構造改革という言葉が前面に出てしまったため、自給率向上に係る部分が弱くなってしまう感は否めません。その軸心は水田農業構造改革と水田の高度利用を通じた自給率の向上となるべきものです。

しかし、農業関係者は、構造改革のために仕事をしているわけはありません。国民に安定的な食料を供給するために仕事をしているのであって、国民が安定的に食べていけるように、しっかりとした農業を作らなければならないわけです。ここところに、そもそもボタンの掛け違いがあったということですね。

4. 品目横断的経営安定対策を通じた農業構造改革の到達点

(1) 品目横断的経営安定対策の目標と達成率

資料3に示したとおり、農水省が掲げた二〇〇七年産作付計画目標面積は基本的に超過達成されています。てん菜とてん原ばいしょがもう一步といった状況ですけれども、北海道は基本的に構造改革が完了していますから、これらはいいた問題ではありません。問題は米のカバー率です。当初の作付計画目標面積が大きかった

資料3 品目横断的経営安定対策の目標と達成率（総括）

品 目	2006年産基準値		2007年産 作付計画 目標面積 ha	2007年産 作付計画 面積 ha	2007年産 目標達成率 %	2007年産 カバー率 %	2009年産 カバー率 目標％ ⁽⁴⁾
	面積区分	面積 ha					
		①	②	③	③／②	③／①	④
米	作付面積	1,684,000	376,024 ⁽¹⁾	436,869	116	26	50
	稲得加入面積	752,047	—	—	—	—	—
4 麦	作付面積	272,100	224,890 ⁽²⁾	253,860	104	93	86
大豆	作付面積	142,100	99,156 ⁽³⁾	110,073	111	77	89
	交付金対象面積	99,156	—	—	—	—	—
てん菜	作付指標面積	68,000	68,000	66,027	97	97	98
でん原ばれいしょ	作付指標面積	22,400	22,400	22,191	99	99	99

注) (1) 2007年産作付計画の目標面積は2006年産稲作所得基盤確保対策加入面積（752,047ha）の1/2（376,024ha）とされていた。

(2) 2007年産作付計画の目標面積は2006年産作付面積（272,100ha）の9割（244,890ha）とされていた。

(3) 2007年産作付計画の目標面積は2006年産の大豆交付金対象面積（99,156ha）とされていた。

(4) 2009年産のカバー率（作付面積に対する計画面積の割合）目標は2007年度予算の積算にあたって、以下の基準で農水省が試算したものである。

①家族経営等については、田又は畑の経営規模が都府県3ha、北海道8ha以上の経営体、

②集落営農については、受託作業面積が16ha以上の受託経営組織が、

③それぞれ認定農業者又は特定農業団体等の一定の要件を満たすよう、構造改革の努力を行ったとの前提において、「2005年農林業センサス」に基づいて試算した。

（出所）農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定体加入申請状況」2007年8月3日、および同「品目横断的経営安定対策について」2007年4月、に基づいて一部を筆者が算出し、整理した。

資料4 担い手育成の実績と目標および品目横断的経営安定対策への加入

実績・目標	年月	認定農業者			法人	特定 農業法人	特定 農業団体	準ずる 組織	集落営農
		計	非法人	法人					
実績 A	2005.03	191,642	183,823	7,819	—	278	140	—	—
実績 B	2007.03	228,593	217,601	10,992	—	558	1,323	—	—
実績 C	2007.06	234,158	222,699	11,459	—	589	1,743	—	—
増加数 C-A		42,516	38,876	3,640	—	311	1,603	—	—
増加率 (C-A)/A %		22.2	21.1	46.6	—	111.9	1,145.0	—	—
品目横断加入	2007.07	67,045	63,415	3,630	3,630	—	1,696	3,690	5,386
目 標	2007.03	225,000	—	—	—	1,500	2,500	—	15,000
	2008.03	250,000	—	—	—	2,000	6,000	—	15,000
	2010.03	300,000	—	—	12,000 ⁽⁵⁾	3,000	10,000 ⁽⁶⁾	—	20,000
	2015	33-37万	—	—	1万	1-2万	1-2万	—	2-4万

注) (1) 認定農業者のうちの法人には農事組合法人や特定農業法人などの集落営農組織が含まれる場合がある。

(2) ここに示した法人は「農業構造の展望」や担い手育成・確保の目標で掲げられた法人であり、集落営農法人を含まないものと推察される。

(3) 特定農業団体と特定農業法人の合計数は担い手育成・確保の目標には示されていないが、筆者が目安として掲げたものである。

(4) ここの集落営農は担い手育成・確保の目標などに掲げられたものであり、いわゆる特定農業団体などに準ずる組織を含んだものである。

(5) 法人の育成目標は当初8,000だったが、2007年度のアクションプログラムで12,000に上方修正された。

(6) 特定農業団体の育成目標も当初は5,000だったが、2007年度のアクションプログラムで10,000に上方修正された。

（出所）実績は農林水産省「認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の認定状況」、加入状況は「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」、目標は全国担い手育成総合支援協議会のアクションプランなどによる。

ので、そのカバー率は二六％となりました。二年後の二〇〇九年には五〇％にしたいとしていますが、九割の担い手への農地集積が達成されてこの数値になる想定です。七七八割の担い手への農地集積の目標が二〇一五年ですから、その実現は難しいといわざるをえません。

(2) 担い手の育成実績

担い手の育成実績は資料4にみるとおりです。「実績C」は農水省経営政策課が把握している認定農業者数です。そして、その下に品目横断対策への加入の実績を記しています。さらにその下に担い手育成目標を記しました。これを見ますと、認定農業者数は二三四、一五八人ですから、育成目標の二二万五、〇〇〇人をすでに超えています。品目横断へ

の加入者はコメと畑作物生産者に限定されますが、その数は六万七、〇四五人です。

組織の状況を見ますと、特定農業法人が一、五〇〇の目標に対し実績が五八九。特定農業団体が二、五〇〇の目標に対し実績が一、七四三。そして、集落営農の目標が一万五、〇〇〇。実はこれが大きな問題なんです。何をどのように足して一万五、〇〇〇という目標を掲げたのか、さっぱりわからないんです。根拠が示されないまま運動を推進しています。おそらくこの目標は達成されていないでしょう。特定農業団体と「準ずる組織」の数を足すと五、三八六。それに特定農業法人を足すと六、〇〇〇弱になります。これが実績と見て良いでしょう。一万五、〇〇〇の目標に対し実績が六、〇〇〇。達成率は四割となります。

続いて、増加率を見ますと、非法人二二・二％、法人四六・六％、特定農業法人一一・九％、特定農業団体一、一四五・〇％となります。ゆるやかな集落経営的組織ほど伸び率が高いことになります。問題はこれらの数がどのように変化しているのか、農水省が把握できていないということなんです。こんなことを言うのは大変失礼なんですけれども、経営局長にインタビューした時、「実はよくわかっていないんです」との答が返ってきました。なぜこのようになるのかというと、法人の中に集落営農が入ってしまったからな

んです。

大分県の実態を見ながら説明しましょう。資料5をご覧ください。大分県の資料には、認定農業者の中に集落営農法人という区分があります。そのほとんどが農事組合法人で、市町村に認定農業者のお墨付きをもらっています。ですから四ヘクタールの面積要件をクリアすれば良いわけです。一般的な集落営農だと二〇ヘクタール、中山間でおまけしてもらえば一〇ヘクタール、生産調整でおまけしてもらえば七ヘクタールとなりますが、この場合、四ヘクタールをクリアすればいいわけです。こうした認定農業者の中に潜り込んでいる集落営農法人が六九あります。この他、特定農業法人が二七、特定農業団体が八八、準ずる組織が三六あります。これら三つの作付面積カバー率は三二・二％ですが、集落営農法人六九の分を足すとカバー率は四九・四％に上がります。カバー率はこちらに改めるべきなんです。そうなると大分県の場合、面積の半分が集落営農によってカバーされているということになります。同じように見えますと、コメは一〇・七％から二三・六％へ、四麦は四一・九％から五九・二％へ、大豆は四一・七％から六五・〇％へそれぞれ上昇します。このような実態を中央官庁は全然認識していないですね。続いて、資料6をご覧ください。全国の加入状況を無理矢理修正してみました。集落営農組織である可能性が高い特定農業法人を加

資料５ 大分県における品目横断的経営安定対策の加入状況（再集計）

作物		経営体数 作付面積 ha	加入 経営体 合計	農水省データ		大分県データ			
				認定 農業者	集落営 農組織	認定農業者		集落 営農 組織	集落営農法人 を含む集落 営農組織計
						集落営農 法人以外	集落営農 法人		
実 数	米	経営体数	654	629	25	570	59	25	84
		作付面積 ha	2,712	2,424	289	2,073	351	289	640
	４麦	経営体数	517	406	111	337	69	111	180
		作付面積 ha	4,295	2,496	1,799	1,752	744	1,799	2,543
	大豆	経営体数	389	290	99	227	63	99	162
		作付面積 ha	1,793	1,046	747	628	418	747	1,165
割 合 %	米	経営体数	100	96.2	3.8	87.2	9.0	3.8	12.8
		作付面積 ha	100	89.4	10.7	76.4	12.9	10.7	23.6
	４麦	経営体数	100	78.5	21.5	65.2	13.3	21.5	34.8
		作付面積 ha	100	58.1	41.9	40.8	17.3	41.9	59.2
	大豆	経営体数	100	74.6	25.4	58.4	16.2	25.4	41.6
		作付面積 ha	100	58.3	41.7	35.0	23.3	41.7	65.0

注）農水省データでは認定農業者に含まれる集落営農の法人経営を分離して再集計したものである。
農水省データでの網掛け部分の「集落営農組織」は大分県の「集落営農法人を含む集落営農組織」として読み替えられるべきだということになる。
（出所）大分県の資料により作成。

資料６ 集落営農組織を抽出した経営安定対策加入状況修正統計

		計	認定農業者			集落営農組織			
			小計	個人	法人	小計	特定 農業法人	特定 農業団体	準ずる 組織
原 統 計	全 国	72,431	67,045	63,415	3,630	5,386	—	1,696	3,690
	北海道	22,301	22,253	21,319	934	48	—	2	46
	都府県	50,130	44,792	42,096	2,696	5,338	—	1,694	3,644
修 正 表	全 国	72,431	66,456	63,415	3,041	5,975	589	1,696	3,690
	北海道	22,301	22,245	21,319	926	56	8	2	46
	都府県	50,130	44,211	42,096	2,115	5,919	581	1,694	3,644

注）１．認定農業者の法人のうちに含まれる可能性の高い特定農業法人を2007年6月末現在の数字で、集落営農組織の特定法人に移し換えることによって、集落営農組織の実態に近い統計に組み替えしたものである。
２．特定農業法人のうちには必ずしも集落営農組織でないものも含まれるが、その数は相対的に少数であると判断される。
３．また特定農業法人が全て品目横断的経営安定対策に加入したわけではないが、以下にみる特定農業団体の設立数と経営安定対策加入数の関係からも、加入率は極めて高いと判断される。
４．2007年6月末の特定農業団体設立数は1,743であり、経営安定対策加入数は1,696でその差は47と2.7%程度でしかない。

えると「修正表」に示した数字になるんです。その数は五、九七五となります。さらに認定農業者の法人の中に先ほど話した農事組合法人などが含まれますから、実際の集落営農の数はもっと多くなるはずなので、私の予想はそんなに狂っていないんじゃないかと思っています。

つまり、集落営農組織数は五、九七五となるのですが、実はこの数は二〇〇七年二月に実施された集落営農実態調査で対策に「加入した・加入を予定している」とした回答数五、六五四と非常に近い数字なんです。裏返して言うと、「入ろうかな？」「入れるかな？」と考えていた経営、さらには「入った！」という経営が、すでに第一年度に加入してしまったということなんです。すなわち、もう予備軍がいらないんです。第二年

度以降に加入数を増やすのは容易ではないことです（注：研究報告後の二〇〇八年二月に実施された集落営農実績調査結果によると、二月一日現在の水田・畑作経営所得安定対策Ⅱ品目横断的経営安定対策への加入集落営農数は六、六六三、今後加入する予定があるもの五六〇となっている。筆者の予想よりは集落営農の組織化は第二年度も進んでいるが、その伸びは次第に小さくなっているとみるべきだという感触を実態調査の一端からつかんでいる）。

さらに問題なのは、加入した組織の法人化が進んでいないということです。集落営農組織（五、九七五）における法人化の熟度別割合は、特定農業生産法人九・九％、特定農業団体二八・四％、準ずる組織六一・八％となります。準ずる組織が圧倒的に多く、しかもその法人化への道程は決して短いわけではありません。少なくとも部分が「制度がある限り法人化を目指す」と答えておくか「どうせそのうち制度が変わるだろう」と考えているのではないのでしょうか。これが本音だと思います（注：先ほどと同じように二〇〇八年二月の集落営農実態調査結果によると、農業生産法人は一、五二三となつて、二〇〇七年の一、一三五より三八八増加した。しかし、農業生産法人ではないが法人化計画を策定済み五、五六七、計画策定の予定がある六四二となつていて、前二者の計七、〇九〇は、加入済み六、六六三＋加入予定五六〇＝一二二三に近い数字であるこ

とがわかる。政策見直しにより法人化の強制をしなくなったことから、設立数は増加したものの、法人化する集落営農の割合は必ずしも増加するとはいえないと思われる）。

繰り返しになりますが、私が算出した集落営農数は五、九七五です。これは農水省が把握している五、三八六よりもおよそ一〇％くらい多い数となります。集落営農の平均規模は三六・四ヘクタールで、認定農業者の平均規模八・八ヘクタールの四倍以上に相当します。これらを掛け算して集落営農の作付計画面積中のシェアを示しますと、五三・一％となります。

ところで、先ほどもう集落営農の予備軍は余りないと申しました。実際、現場に行くと「先生、もう集落営農のタネはないよ」「全部刈り取っちゃったよ」なんて言われるんです。しかし、認定農業者にも集落営農にも該当しない経営は、まだまだあるんですね。そのどちらにも該当しない最後の担い手として位置づけられるのがJA出資農業生産法人です。

昨日、私のところへJA北つくばの職員が来ました。この農協は日本で最初に米市場に上場した農協で、コメの集荷率が県内で一番高いんです。そもそも茨城はコメの集荷率が二〇％と低いんですが、この農協は四〇％近くもあるんです。集落営農も沢山あって、県内に四〇あるうち三〇がこの農協の管内に属しています。精一杯、集

落宮農を作ったんですね。個別大規模経営も多くて、一〇〇ヘクタール規模の経営も存在しています。個別経営も育てるだけ育てたんです。それでも「七〇〇ヘクタールの麦作付面積が交付対象から外れちゃうんですよ」と言うわけです。そこで私は「JA出資法人を作って、その面積を法人に抱え込んでしまいなさい。そうすれば補助金がもらえる。出資法人傘下の個別経営や集落営農の規模が大きくなって、交付要件を満たすようになったら独立させればいいじゃないですか」と答えたんです。

後ほど李さんが報告してくれますが、最近、品目横断的経営安定対策対応型のJA出資法人が設立されるようになりました。これには二つの類型があります。一つは集落営農を実現させるために設立された集落営農育成型。JAえちご上越管内の(株)アグリパートナーがその典型です。もう一つは個別経営を抱え込んで育成する家族経営支援型。こちらはJA岡山管内の(株)JAアグリ岡山が典型です。

埼玉県にもこのような法人があります。JA北つくばが設立を検討しているのもこのタイプです。

JA岡山は(株)JAアグリ岡山を通じて八〇〇人の組合員を抱え込んでいます。つまり、八〇〇人分の麦作をこの法人が行うことになっていくんです。しかし、それは帳簿上のものに過ぎません。前のままなんです。前と同じ形で組合員が転作麦を作っている。J

Aグリーン近江も同じことをやっています。「これはどのような組織ですか」とJA職員に尋ねたことがあるんです。そしたら、はつきりと「ペーパーカンパニーです」と答えるんですね。「法人の仕事はJAの職員が兼務しています。仕事の内容は事務だけです。機械、施設は一切持っていないよ」と言うんです。私はあえて「いい!」と言ったんです。なぜかという、いろいろな担い手対策を行ってきて、最後の手段としてここに行き着いた。だから私は「いい!」と評価したんです。一見インチキなやり方かもしれませんが、彼らはやむを得ずこの奥の手を使っただけですね。何も手を打たないよりは遥かにいいじゃないかと、私は思っています。

(3) 農業構造改革の到達点

「構造改革は転作では完了したけれどもコメでは緒に付いたばかりだ」というのが私の考えです。資料7に経営安定対策の地域別加入申請状況を示しました。一番左の数字は二〇〇六年産の米、四麦、大豆の作付面積の合計です。水田面積四万ヘクタール以上の県に網掛けしたのですが、北海道、佐賀、福岡、山形、富山、秋田、滋賀といった水田農業の盛んな県が上位に位置しています。その隣が二〇〇七年産のカバー率です。これも上位には水田面積の大きい県が位置しています。つまり大農業県は今回の品目横断対策を大事なも

資料7 水田農業における経営安定対策加入申請状況
(2006年産作付面積と2007年産作付面積の対比)

都道府県	米＋4麦＋大豆		米		4麦＋大豆
	2006年産 作付面積 ha	2007年産 カバー率%	2007年産 カバー率%	2006年産 稲得加入率%/2	2007年産 カバー率%
北海道	266,400	86.4	80.1	40.8	91.9
佐賀	57,790	81.2	61.0	28.9	101.6
福岡	69,610	54.6	24.2	20.8	98.7
山形	77,874	50.8	47.2	35.8	91.6
富山	48,230	48.5	39.4	34.9	99.3
秋田	102,290	46.7	43.2	34.7	86.8
滋賀	46,310	45.6	28.0	27.3	98.2
熊本	51,970	41.3	30.0	21.3	88.9
福井	33,420	40.3	29.1	30.0	98.4
宮城	91,050	39.9	30.8	34.6	95.7
岩手	67,760	38.5	33.4	33.5	77.6
全国	2,098,361	38.2	25.9	22.3	87.9
石川	29,660	38.0	31.7	31.6	99.6
新潟	127,203	36.8	34.2	29.8	82.9
栃木	86,060	36.1	24.5	26.6	76.3
愛知	41,900	33.1	14.6	20.7	92.0
群馬	28,693	32.0	9.6	8.1	75.8
香川	17,973	31.9	23.6	22.8	79.7
青森	59,520	31.4	25.3	30.3	83.8
都府県	1,832,061	31.2	22.0	21.0	86.0
三重	40,330	30.6	12.7	14.4	101.4
岐阜	30,730	30.4	17.3	17.6	97.3
大分	33,440	26.3	10.4	12.2	84.1
長野	41,310	24.9	19.2	19.0	67.3
山口	26,006	22.3	18.3	25.7	82.9
茨城	92,650	20.8	9.4	9.4	81.5
島根	22,000	20.4	16.6	24.3	63.3
埼玉	45,443	17.9	5.3	3.1	74.7
長崎	17,186	15.7	4.6	7.7	81.6
愛媛	18,316	15.7	6.5	8.8	79.3
鳥取	15,601	13.3	9.9	22.0	53.7
静岡	19,744	12.7	7.6	2.8	82.6
福島	86,585	12.3	11.2	14.2	35.3
兵庫	43,790	12.3	6.8	13.2	60.7
広島	27,976	11.0	9.7	14.8	44.2
岡山	40,190	10.0	4.5	9.9	46.1
沖縄	1,050	9.6	9.7	38.0	0.0
宮崎	22,020	8.7	8.2	12.6	30.6
鹿児島	26,133	7.8	6.9	8.2	48.2
京都	17,011	6.5	4.9	13.2	37.9
山梨	5,914	4.1	3.4	5.3	14.8
千葉	64,585	3.4	1.9	1.5	53.4
奈良	10,114	1.6	0.2	1.7	40.4
高知	14,106	1.6	0.8	1.3	57.8
徳島	14,465	1.5	0.6	0.4	35.1
神奈川	3,366	1.3	1.0	1.9	15.1
和歌山	8,055	0.1	0.1	0.1	0.0
東京	227	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪	6,361	0.0	0.0	0.0	0.0
網掛け 説明	4万 ha 以上	都府県 平均以上	都府県 平均以上	都府県 平均以上	都府県 平均以上

注) (1) 2007年産カバー率は2006年産作付面積に対する2007年産作付計画面積の割合。
(2) 2006年産稲得加入率%/2とは、2007年産米の作付計画面積の目標が2006年産米の稲作所得基盤確保対策加入率の1/2におかれていたことに対応させたものである。
(出所) 農林水産省「品目横断的経営安定対策・担い手支援対策の推進関係」2007年2月、および同「品目横断的経営安定対策加入申請状況」2007年8月3日、により筆者が算出、整理した。

のして受け止め、加入を推進したんです。だからコメも、麦も、大豆もカバー率が非常に高いんですね。さらなる構造改革を進めたということですよ。

問題は下位に位置する県です。中でも三重、長野、茨城、埼玉、福島、兵庫、岡山、千葉といった、農業県であるにもかかわらずカバー率の低い県。これらは必ずしも国の政策に熱心に取り組んではない転作未達県なんです。有名なのは東京周辺の埼玉、茨城、千葉。「チバラキ県」と言われる所です。しかし、カバー率が高いんだだけでも転作が未達だという県もあるんですね。秋田、新潟、栃木、愛知がそれです。取り組みの地域差の要因は一つではありません。その背景は複雑です。

ただ、全体をみますと、コメのカバー率と転作のカバー率はほぼパラレルな関係にあるといって良いでしょう。これが非常に重要な点なんです。農水省は一九七七年から水田利用再編対策を通じて集落営農を推進しました。その結果、特に関東から西日本にかけてこのような組織が沢山設立されました。これがどのような意味を持っていたのかというと、転作の集団化が進んだんです。コメについては家族経営で十分にやっていける。しかし、麦・大豆については機械を持っていないので個別では対応できない。そこで集落営農という組織を作り、参加農家が転作用の機械を共同で利用する。こ



資料8 構造再編の進展度と集落
営農の寄与

都道府県	2007年産カバー 率% (米+4麦 +大豆)	作付計画面積 に定める集落 営農割合%
北海道	86.4	0.9
佐賀	81.2	80.3
福岡	54.6	60.3
山形	50.8	33.4
富山	48.5	34.2
秋田	46.7	31.3
滋賀	45.6	34.2
熊本	41.3	71.0
福井	40.3	33.0
宮城	39.9	55.3
岩手	38.5	54.5
全国	38.2	26.6
石川	38.0	18.5
新潟	36.8	7.6
栃木	36.1	16.5
愛知	33.1	2.3
群馬	32.0	42.8
香川	31.9	62.1
青森	31.4	19.7
都府県	31.2	36.9
三重	30.6	18.7
岐阜	30.4	39.9
大分	26.3	32.5
長野	24.9	42.8
山口	22.3	25.1
茨城	20.8	18.0
島根	20.4	35.4
埼玉	17.9	31.9
長崎	15.7	64.8
愛媛	15.7	12.6
鳥取	13.3	26.0
静岡	12.7	0.0
福島	12.3	11.9
兵庫	12.3	53.1
広島	11.0	3.2
岡山	10.0	6.2
沖縄	9.6	0.0
宮崎	8.7	0.0
鹿児島	7.8	7.5
京都	6.5	28.0
山梨	4.1	0.0
千葉	3.4	11.3
奈良	1.6	57.1
高知	1.6	0.0
徳島	1.5	0.0
神奈川	1.3	0.0
和歌山	0.1	0.0
東京	0.0	0.0
大阪	0.0	0.0

注) 網掛けは都府県平均以上の場合。

のような組織化を農水省は進めたわけでは

しかし、今回の集落営農はちょっと違います。労働力が脆弱化してしまつて、コメと転作の両方に対応できない。三十年経過してコメも家族経営ではやっていけなくなつてしまつたんです。したがつて、水田農業全体の担い手を育成しなければならなくなりました。

コメだけでなく、転作作物だけでもない、水田農業全体の構造改革に取り組まなければならなくなつたんです。このような取り組みを行っている県では、コメも転作作物もカバー率が高く構造改革が進展しているんですね。

資料8をご覧ください。左側にカバー率、右側に集落営農のシェアを示しました。割合が高い県には網掛けをしています。これを見ますと、まず集落営農を軸にして構造改革を進めた県があります。

その典型は佐賀、福岡、熊本、宮城、岩手となります。他方で、そうではない県、つまり、集落営農ではなく個別経営主体で構造改革を進めた道県があります。北海道、山形、富山、秋田、滋賀、福井がそれです。

さらには、集落営農のシェアが高いけれども構造改革が進んでいない県があります。岐阜、長野、長崎、兵庫、奈良がそれですが、これらは集落営農に依存しながらも、残念ながら他の担い手が育っていないということになります。全体を見ると、構造改革が進んだ県は、集落営農に依存した所とそうではない所に二分されると理解して良いと思います。

ただし、これはあくまで品目横断の業務統計数字なんです。集落営農のシェアが低くなっている県であっても、調査すると集落営

農が結構あつたりするんです。こうした実態を割り引いて考えなければならぬということです。それと、市町村の対応や経営主体の対応まで細かく見る必要もあると思います。例えば、集落営農のシェアが低い秋田県の中に、熱心に活動している集落営農があるかもしれません。農業経済学者は地域的条件の重要性を主張してきたんですけれども、それを遙かに凌ぐ主体的取り組みの差に影響されて構造改革の進み方に差がでているということができます。自然的条件や歴史的条件を抜きに語ってはいけないというのが、私が所属する東大農政学研究室の伝統なんです。実はそれにかなりとらわれすぎて、主体的条件を軽視し過ぎていたのではないかと最近感じています。JA出資法人の研究を進めてきた理由もそこにあるんです。JA出資法人の設立が進んだ要因は構造分析だけでは説明できません。危機を認識した農協組合長がいた、農協職員がいた、市町村職員がいた。こうした主体的条件に関する分析が少なからず重要なんです。

私をはじめてJA出資法人に接したのは一九八九年頃でした。鹿児島県S町で、「こっそり作っちゃったようなんだけど、これ農地法違反なんだよね」といって、農協組合長が形式上は個人名義で出資して作った農業生産法人がそれだったわけです。耕作者のいない茶畑が荒れてしまって、どうしようもない。誰かが手を打たないと

病気が蔓延してしまう。そこで、農協が農地を管理するための法人を設立することになったのですが、個人に出資させるわけにはいかない。そのため、やむを得ず実質的には農協が出資したということなんです。当時、これは農地法違反でした。しかし、私は「いいだろう！法律が間違っていると考えればいいじゃないか！何も悪いことはしていない」と答えました。「いずれ、このような方法が使われるようになる」とも考えていました。そして、実際そうなりました。やむにやまれぬ事情から出発した。しかも、上から押しつけられて作ったものではない。公的な性格を有する農協がこのような組織を作った。こうした点はきちんと評価すべきだと思います。

(4) 集落営農組織の現実

資料9をご覧ください。統計を組み替えて、認定農業者と集落営農の経営類型の差違を整理してみました。認定農業者は「米作付あり」が九九パーセントです。つまり、一般的な経営はコメを作付けしているということです。これに対して集落営農組織は「米作付あり」が七割であるのに対し、「転作作物のみ」は三割となっていています。以前であれば「転作作物のみ」が八割、九割といったシェアになったのですが、今はそうではないのです。ただし、地域差はあります。

資料9 認定農業者と集落営農の経営類型の差異
(経営体数割合：都府県)

作付区分	米作付あり	米のみ作付	米＋転作作物	転作作物のみ	転作作物あり
	A+B	A	B	C	B+C
認定農業者	99.0	59.5	39.4	1.0	40.4
集落営農組織	70.3	14.1	56.3	29.6	85.9

注) (1) それぞれの経営体数を100とした時の作付区分別経営体数割合(%)。

(2) 転作作物は4麦または大豆をさす。

資料10 作付面積の規模と構成割合

作付面積		計	米	転作
面積 ha	認定農業者	8.0	5.3	2.7
	集落営農組織	39.4	19.8	19.7
割合%	認定農業者	100	66.3	33.8
	集落営農組織	100	50.3	49.7

次に資料10をご覧ください。作付面積の内訳を示していますが、集落営農組織においても五〇%以上がコメの作付があるんですね。これは水田農業全体の構造改革を推進する組織として集落営農が構築されていることを意味するものと見て良いでしょう。ポイントは、認定農業者の転作割合三三・八%と集落営農組織の転作割合四九・七%の中間に日本の平均転作率約四〇%が位置しているということ

です。集落営農組織がコメの作付にかなり関わっていることがわかりいただけるのではないのでしょうか。

このように集落営農組織というのは、水田農業全体の責任を負う組織になっているんです。以前のように「コメは大丈夫ですから転作だけお任せします」という組織ではないんですね。したがって、この組織が潰れるということは、日本農業の核心部分が潰れることを意味します。今後はその内実の強化が重要な課題になるのではないかと思います。

5. 法人経営の今日的到達点

(1) 株式会社化による企業性格の深化

最後に取って付けたような話になりますが、法人アンケート調査を実施しましたので、その結果を簡単に報告して李さんにつなげたいと思います。

法人協会が把握している四六〇法人を対象にアンケート調査を行いました。まず、一法人当たりの出資者数ですが、「有限・家族・親戚出資あり」四・〇人、「有限・家族・親戚出資なし」四・四人、「株式・家族・親戚出資あり」四・八人、「株式・家族・親戚出資なし」六・一人の順に増えていくんですね。企業性格が深化する

にしたがって出資者数が増えているということです。しかし、出資者の六割は家族の範囲内ですから、その意味で農業生産法人は未だ家族の枠内で展開する傾向が強いといえます。

出資金についてですが、農業生産法人全体とJA出資法人を比較してみますと、JA出資法人の方がやや出資金が多い経営の割合が高いといえます。出資金一、〇〇〇万円以上の法人のシェアは、前者が二九・六%、後者が三七・一%です。

役員数についてですが、役員、常勤役員、常勤職員、パートの合計を「職員」と見なし、そのうちどれだけ常勤がいるのか見てみました。そうしますと、株式が常勤一に対し「職員」四・三、有限が常勤一に対し「職員」二・七になるんです。

経営の内容についても聞いてみました。調査対象は水田作中心だったのですが、露地野菜、施設野菜、果樹などを生産する法人が意外とありました。回答数四一七のうち、稲作二五一、露地野菜一二、施設野菜一〇四、果樹九二ですから、稲作を基軸にしながらいろいろな作物を生産しているケースが多いんです。また、有限に「その他」というケースが七八もあるのですが、その大半は花卉・花木を生産する法人です。つまり、植木屋さんの系統では法人化が進んでいるということですね。

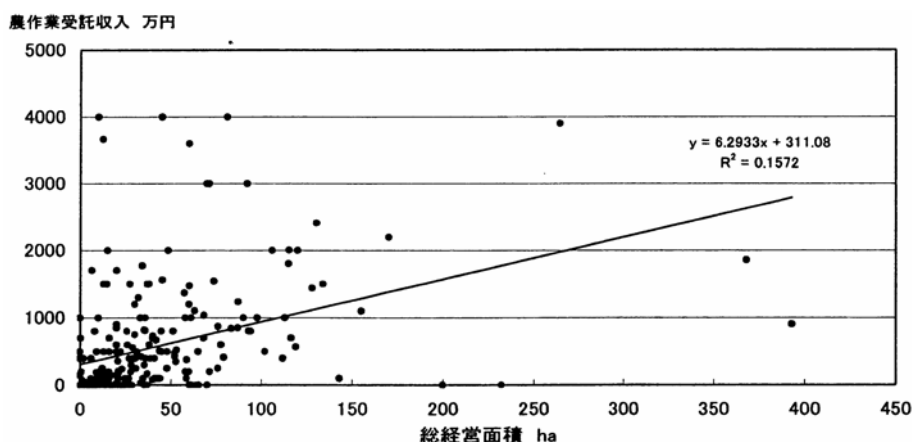
作付面積規模別経営数ですが、二五一法人から回答を得ました。

大規模経営が結構多く、一〇〇ヘクタール以上の経営が八法人もあります。二〇〇五年センサスによると農家以外の農業事業体の平均面積は一〇・四ヘクタールなのですが、今回の調査結果は二〇ヘクタール以上が半数近くの一二四法人となりましたので、センサスの結果よりかなり大きいと言えます。形態別に見ると、株式と農事組合で大規模経営が多くなっています。株式ほど規模が大きくなるわけではないのですが、これは農事組合が集落の多くの土地を抱え込んでいるからですね。

水稲作付面積規模別の作物作付面積を見ると、意外と面白い結果が出ました。水稲作付面積二〇ヘクタール未満の経営は、水稲よりも麦大豆の作付の方が多いんですね。二〇ヘクタールを超えると、水稲作付面積の方が多くなるのですが、転作率が増えますので水稲以外の作付面積も増えていきます。

次に資料11をご覧くださいなのですが、これは総経営面積と農作業受託収入の相関関係を見たものです。両者には相関関係がないことがわかりただけだと思います。なぜこのような分析を行ったのかというと、「米価が下がっても地代が一定水準のままであるならば、賃借するよりも農作業受託を行った方が良い。賃耕屋さんになって受託料金だけいただいた方が儲かるじゃないか」と主張する研究者が結構いるからなんです。私はそういう考え方が余り好き

資料11 総経営面積と農作業受託収入の相関



ではありません。なぜかということ、我々は農業について議論しているのであって、作業受託で儲かるかどうかを議論しているわけではないからです。「水田を高度に利用し、その上で国民にきちんと農産物を供給できる経営を育てる」ことが政策的な課題というわけですから、そういう観点から見れば「賃作業で儲かれば良い」という発想はズレているといわざるをえません。私経済の利益を求めることを主張するのはいいのですが、それが国民

経済の利益につながらなければ意味がありません。実際、この図を見ればわかるように、「賃耕屋さんになって儲けよう」という経営は決して多くはないんです。「賃借がダメだから農作業受託」というオルターナティブな議論にはなっていません。

(2) 法人経営や大規模経営のJAからの離脱・

地域からの独立傾向があるのか？

「法人経営や大規模経営はJAから離脱するし、地域からも独立するのでよろしくない」という考えが今でも根強くあります。しかし、実際はそんなことはありません。安城市の農業経営者の皆さんと長年に亘って議論してきてわかったことがあります。それは、子供を産みっぱなしにしておいて、あるいは産んだかどうかもわからずに放ったらかしにしておいて、子供が成人した後、「あなたは私の子供よ」なんて言ったって、親に対する愛情は湧かないということです。法人や大規模経営も同じなんです。JAが愛着を持って育成すれば頼りにしてくれます。地域を代表するような経営になった後で、ご都合主義でJAから呼びかけたって相手にしてくれるわけがありません。このことを我々は正確に認識する必要があると思います。つまり、「法人や大規模経営とJAは戦っている」という俗説は実態を反映していないということです。

資料12 作付規模別の生産調整非参加者の規模別の面積シェア
(平成18年産、%)

作付 ha	参加者	非参加者
10ha 以上	91.0	9.0
4～10ha	90.6	9.4
1～4ha	85.0	15.0
1ha 未満	81.8	18.2
計	84.8	15.2

農水省「米緊急対策」参考資料より算出。

このことは国の資料でも確認できます。資料12に見るように、作付面積が大きい経営ほど生産調整に参加する傾向があるんですね。常識的に考えれば、大規模経営ほど米価下落の被害を大きく受けま

す。これに対し一〇二反程度しか作付していない経営は、そのほとんどが自家飯米しか生産していません。ですから、こうした経営に「生産調整に参加させるのは可哀相だ」という考えを持つ人もいるわけです。しかし、実際は規模の大きい経営ほど真面目に生産調整に参加しているんですね。「規模が大きくなると生産調整には参加しないよ」と言う人が結構いますけれども、それは間違いです。

我々が実施した法人アンケート調査でも同じ結果が出ました。

資料13をご覧ください。規模が大きくなるほど一〇〇%生産調整を達成している経営のシェアが大きくなっているんですね。ただし、このような現実がある一方で、大規模経営は「コメだけに頼っているのはダメだ」という意識も非常に強いんです。ですから「コメ依存脱却志向」のシェアも大規模経営ほど大きくなる傾向があります。

施設の依存状況についても聞い

ています。企業性格が強い株式や有限は、温室・ハウス、集出荷施設、パッケージ施設、予冷施設などの所有率が高いです。しかし、堆肥施設、乾燥・調製施設は農事組合の方が所有率が高い。つまり、企業性格の強さがJAからの独立を強めるとは必ずしも言えないんです。

それから、法人がどのような取り組みに意欲を持っているのか聞いてみました。最も回答数が多かったのは小売店との直接取引、次いで直売所への出荷、農産加工、直売所の経営の順に多くなっています。

注目していただきたいのは、水稲作付経営の六一・四%が小売店との直接取引を行っていることです。しかも、水稲作付面積が大きいほどこれに取り組む傾向が強くなってい

資料13 法人・大規模経営の生産調整への対応(割合、%)

稲作規模 ha	法人数	米依存脱却	生産調整100%達成	地域達成率に合わせる	生産調整中止、認定農業者返上	今後も生産調整に参加せず
面積不明	27	29.6	33.3	14.8	3.7	18.5
～10	61	27.9	44.3	24.6	1.6	9.8
10～20	38	18.4	57.9	18.4	5.3	7.9
20～50	79	20.3	57.0	29.1	0.0	5.1
50～100	30	26.7	66.7	6.7	3.3	3.3
100～	8	25.0	62.5	25.0	0.0	0.0
計	243	23.9	52.7	21.8	2.1	7.8

注) 重複回答があるため、合計が100%を超える場合がある。

ます。つまり、裏を返して言うと、これまでJAは制度上このような取り組みができなかった。だから法人が実施してきたということなんです。しかし、今はJAも実施できます。「JAが本気でやってくれるんならJAに任せるよ」といった法人経営者だっていると思うんですね。もちろん、これは単協だけの問題ではありません。全農、全農県本部、経済連との協議が必要でしょう。しかし、地元産のコメが全農を経由して地元の商店で売られていること自体がそもそもおかしいんですね。こんなことをやる理由はないでしょう。「フードマイレージが問題だ」なんて言うておいて、ペーパーだけでもありませんが全農まで持つていく。こりゃ、バカげていると思いますね。

さらに、非農業関連事業に取り組む法人が一七・五％あることにも注目していただきたいと思います。というのは、JA出資法人が地域の代表的な企業となっているケースがあるからなんです。

例えば除雪を行うJA出資法人が結構あります。そのほとんどは、自治体から依頼されてそれに取り組んでいるでしょう。つまり、自治体が職員を抱え込んで行うと採算がとれない。しかし、JA出資法人は冬場に仕事がないので取り組む余裕がある。しかも、それに取り組めば収入の増加が期待できる。こうした背景があつて、JA出資法人が地域の重責を果たしているケースが結構あるんです。

最後にコメの販路についてお話したいと思います。米販売金額別の販路を見ますと、二、〇〇〇万円未満の法人は系統出荷が多いんです。

その割合は四〇％以上になります。しかし、それよりも販売金額が多くなりますと、加工・外食業者、小売業者への出荷割合が大きくなります。一億円以上販売金額がある大規模法人の場合、加工・外食業者へ二二・八％、小売業者へ一七・三％も出荷しているんです。つまり、これもJAが積極的にこのような取り組みに関わってこなかったことの反映なんですね。今は制度上このような取り組みができますから、やればいいんです。売れなければ意味がないのですから、まず売り先を考えることが先決でしょう。

ちなみに、今後、取引数量を増やしたい取引先について聞いてみたのですが、JA系統と回答する法人の割合が二九・四％もあつたんです。しかも、「五〇～一〇〇ヘクタール」三九・三％、「一〇〇ヘクタール以上」五〇・〇％と、水稻作付面積が大きくなるほどこの割合も大きくなっていくんです。

こうした大規模法人の期待にJA系統が如何に応えていくかが、重要な課題になっているんです。

最後は雑駁な話になってしまいましたが、私が言いたいことを簡潔にまとめて報告を終えたいと思います。日本農業の構造改革、中

でも水田農業の構造改革が進展しています。そして、その主体は家族経営から集落営農のような組織経営へとシフトしています。その問題の頂点に位置しているのがJA出資農業生産法人なんだという

ことです。

このことを最後に申し上げて李さんにつなぎたいと思います。

報告 「JA出資農業生産法人の現段階と今後の課題」

財団法人日本農業研究所 研究員 李 侖 美

1. JA出資農業生産法人登場の背景

日本農業研究所の李侖美と申します。JA出資農業生産法人の現段階と今後の課題について報告させていただきます。

まずJA出資法人が登場した背景について述べます。第一に、家族農業経営の脆弱化、それと密接にむすびついた農地流動化の農業受委託から農地賃貸借への移行、それにもかかわらず地域を問わず耕作放棄地が拡大していることです。現在、販売農家ですら水田の耕作放棄が深化している状況にあります。第二に、農産物の過剰傾向の強まりの中で、需要構造に即した生産及び流通構造の構築がJAに強く求められていることです。第三に、JAが農業サービス

事業体の域を脱して本格的に農業生産に進出することが課題として認識されるようになったことです。第四に、正組合員対策の一環として農地管理と耕作放棄地対策に取り組む必要性が急速に高まってきたことです。第五に、地域農業の危機的状況の深化に対し、JA指導部がこうした情勢を認識し対応してきたことが挙げられます。そして、第六に、ここ数年は品目横断的経営安定対策に対応するため、地域農業における補助金の受け皿組織の育成が必要になったことです。つまり、対策の規模要件を満たさない集落営農と家族経営の支援を行うことが要請されたということです。

2. JA出資農業生産法人の現段階

(1) JA出資農業生産法人の設立過程

昨年十一月、各県の農協中央会を通じてアンケート調査を実施しました。その分析結果を説明します。資料14に見るように、JA出資法人の数は二〇〇五年三月末の一三五法人から二〇〇七年十一月末の二三四法人へと急増しました（注：残念ながらこの段階では北海道については最新のデータが得られていなかったため、二〇〇五年当時の一〇法人に止まっていた）。二〇〇五年三月末の段階では、一三五法人のうち東日本に七六法人、西日本に五九法人あり、東日本が優位でしたが、二〇〇七年十一月末の段階では、東日本一七法人、西日本一一七法人と同数となり、この間に西日本で急増したことがわかります。

地域別に見ますと、二〇〇〇年までゼロだった関東が現在一九法人、一九九九年までゼロだった四国が現在二〇法人と増加しています。また、九州は二〇〇七年に一三法人が設立され、四〇法人と多くなりました。ということ、絶対数が一番多いのは九州の四〇法人、次いで中国の三五法人、東北の二九法人となります。

資料15に都道府県別の設立状況を示しましたが、最も数が多いの

資料14 JA出資法人の農業地域別の1年ごとの設立数

各年3月末	北海道	東北	北陸	関東	東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
1992年以前累計	0	3	2	0	0	1	1	1	0	0	0	8
1993	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
1994	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
1995	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
1996	1	1	3	0	0	0	4	0	0	0	1	10
1997	0	0	4	0	1	0	2	1	0	1	0	9
1998	2	1	0	0	1	0	0	1	0	2	0	7
1999	0	1	1	0	0	1	1	1	0	4	0	9
2000	1	1	0	0	4	0	1	1	1	1	0	10
2001	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	5
2002	0	3	1	2	1	0	3	1	2	1	0	14
2003	3	3	2	3	0	2	0	3	1	1	0	18
2004	2	4	2	1	0	0	1	3	0	1	0	14
2005	0	4	1	1	1	6	1	3	0	7	0	24
2006	0	1	0	3	2	8	1	4	4	7	0	30
2007	0	7	4	8	5	3	3	13	12	13	0	68
法人数	10	29	22	19	15	22	20	35	20	39	2	233

注) 2007年は11月末までの設立数である。

は宮崎で一七法人あります（注：北海道地域農業研究所の独自の調査では北海道に二五法人あり、最大だということである）。以下、山形と長野の一五法人、滋賀と愛媛の一四法人、岐阜と島根の二三法人、北海道の一〇法人の順に多くなっています。一方で、東京、神奈川、山梨、京都、奈良、和歌山、大分にはＪＡ出資法人がひとつもありません。

資料16は一ＪＡに複数のＪＡ出資法人が設立されているＪＡの一

資料15 JA 出資法人の都道府県別設立状況

法人数	県 名
17	宮崎
15	山形、長野
14	滋賀、愛媛
13	岐阜、島根
10	北海道
9	鹿児島
8	石川、岡山
7	新潟、茨城、広島
6	福島、愛知、山口
5	埼玉、兵庫、長崎
4	秋田、富山、福井、香川、熊本
3	岩手、栃木、群馬、福岡
2	宮城、静岡、佐賀、沖縄
1	青森、千葉、大阪、三重、鳥取、徳島、高知
0	東京、神奈川、山梨、京都、奈良、和歌山、大分

資料16 1 JA・複数 JA 出資法人の状況

県 名	JA 名	法人数
山 形	山形おきたま	13
宮 崎	都城	7
広 島	三次	6
島 根	いずも	5
岐 阜	めぐみの	4
長 野	松本ハイランド	4
岡 山	つやま	4
愛 媛	おちいまばり	4
香 川	香川県	3
長 野	上伊那	3
鹿児島	さつま川内	3

出資法人を設立していて、その合計は一〇〇法人となっています。最も数が多いＪＡ山形おきたまは十三法人に出資しています。

(2) JA 出資農業生産法人の基本的類型

さて、ＪＡ出資法人について検討する場合、類型別の視点が有効だと考えられます。そこで、以下のような視点から六類型に区分しました。

その視点とは、第一に、ＪＡ出資法人が水田作を中心としながらも畑作・施設園芸・畜産など農業内の多部門にわたって事業の多角化を進めており、作目や畜種などを基準とした類型化には限界が指

覧です。ＪＡ出資法人は地域農業の最後の担い手という位置づけがされてきたことから、かつては一ＪＡ一ＪＡ出資法人というケースがほとんどでした。そうであれば法人間の競合という問題が発生する可能性があります。しかし、現在は三三のＪＡが複数のＪＡ

李 侖美（い ゆんみ）氏



1974年 大韓民国京畿道生まれ
1998年 建国大学自然科学大学農業経済学科卒業
1997年 韓国協同組合研究所入所
2006年 東京大学大学院農学生命科学研究科農業経済学専攻
博士課程修了、博士（農学）、農学特定研究員
2006年 (株)地域農業ネットワーク・コンサルタント（ソウル）職
2007年 (財)日本農業研究所研究員

【主な著書】

『JA（農協）出資農業法人』（谷口信和と共著）農山漁村文化協会、2006年

摘でることです（作目別・畜種別類型化は行いません）。第二に、集落営農経営へのJAの出資という全く新たな事態の発生により、一JA・複数JA出資法人という段階へ移行したため、今後はこれまでには予想できなかったような企業形態と規模の多様性が発生する可能性があり、従来型の企業形態論的なアプローチによる類型化が有効性をもたないことがあげられます。第三に、農業の前工程（水稻育苗）と後工程（乾燥・調製）といった、施設を利用した事業に特化していた農協を中心とする農業サービス事業体が農作業受託や農業経営に進出する動きが急速に強まっていることが指摘できます。また、第四に、JA出資法人における事業の多角化・総合化は本来の農業と農業サービス事業の枠を超え、加工・販売・直売所経営・外食・観光・担い手育成等の広範な農業関連・非農業関連部門をも包摂し始めていることも考慮する必要があります。最後に、第五に、二〇〇五年以降、品目横断的経営安定対策への対応として、規模要件を満たさない集落営農と家族経営の支援といった課題が登場したことです。これらの五つの視点に基づいて、次のように六類型に区分してみました。

類型1は農業経営を中心とする個別農業経営的法人。類型2は農作業受託中心の農作業受託会社法人。類型3は農業関連と非農業関連事業を中心とするJA現業部門会社法人。類型4は多数の出

資者を有し、特定地域で事業を行っている集落経営体的法人。類型5は多様な事業の兼営を特徴とする総合農企業的法人。そして、類型6は補助金の受け皿機能を第一義的要求とし、これ自体が経営体とは限らない品目横断的経営安定対策対応型法人。これだけは経営とか会社・企業といった名称を付していないことにご注意下さい。この品目横断的経営安定対策対応型法人は、さらにⅠ家族経営支援型法人と、Ⅱ集落営農育成型法人の二つに分けられます。

(3) JA出資農業生産法人の類型別分布

そこで、以下では類型別の視点を踏まえて、分布状況から順に見ていきたいと思います。JA7出資法人の発展段階の説明については資料17の脚注に示してありますので、それをご覧ください。

この資料をみますと、期間が二年間と短いにもかかわらず、第四段階における増加数が顕著であることがわかります。また、第三段階では、JA現業部門会社の法人と集落経営体的法人の増加が見られます。総合農企業的法人が第二段階で多いのは、水田を中心として設立された比較的古い経営が事業の多角化を図るため総合農企業的法人へ発展したためと考えられます。第四段階においては、集落経営体的法人の増加と品目横断的経営安定対策対応型法人の設立が特徴として挙げられます。集落経営体的法人が最も多いのは愛媛

で一三法人、以下長野の八法人、広島と宮崎の六法人、鹿児島島の五法人の順に多くなっています。

資料18に経営類型別・出資金規模別法人数を示しました。全体の動向を見ますと、「三〇〇〇～五〇〇万円」が最も多く、五一法人がこれに該当しています。それ以外は大体均等に分布しています。「五、〇〇〇万円以上」を見ると、総合農企業的

資料17 JA出資法人の発展段階別・経営類型別設立数

経営類型		個別農業 経営的法人	農作業受託 会社の法人	JA現業部門 会社の法人	集落経営 体的法人	総合農企 業的法人	品目横断 対応型法人	計
法人数	第1段階	4	2	0	3	1	0	10
	第2段階	26	11	1	1	14	0	53
	第3段階	31	10	9	5	13	0	68
	第4段階	21	6	11	49	2	8	97
	計	82	29	21	58	30	8	228
構成割合 (%)	第1段階	40.0	20.0	0.0	30.0	10.0	0.0	100
	第2段階	49.1	20.8	1.9	1.9	26.4	0.0	100
	第3段階	45.6	14.7	13.2	7.4	19.1	0.0	100
	第4段階	21.6	6.2	11.3	50.5	2.1	8.2	100
	計	36.0	12.7	9.2	25.4	13.2	3.5	100

注) 第1段階：1993年以前からの非認知段階
 第2段階：1993年から2000年までの認知段階
 第3段階：2001年から2004年までの羽化段階
 第4段階：2005年以降の品目横断的経営安定対策への対応段階

法人が最も多く、六法人がこれに該当しています。これらは経営の多角化を強めるにあたって出資金を高額化したものと思われる。

集落経営体的法人は五〇〇万円未満が六三・六％を占め、出資金額が高くありませんが、これは設立された集落営農へJAが出資を行っているケースが多いためです。品目横断対応型法人の出資金規模は小さく、いずれも一、〇〇〇万円未満です。その理由は、法人設立にあたって機械・施設などを購入せずにJAからのリースに依存したり、既存の集落営農のものを使うことによって初期投資額を最小化しているためです。これらの法人は、そもそも経営体としての性格を持たないため、機械や施設も持っていないケースがほとんどです。

次に、経営類型別・JA出資割合別法人数を見てみましょう。資料19をご覧ください。全体を見ると、九〇％以上が三五・三％、三〇％未満が三七・七％と両極化していることがわかります。ただし、JA現業部門会社の法人の場合、「九〇～一〇〇％」が八〇・〇％を占め、JAの子会社の性格が濃厚であると言えます。

これとは対照的に集落経営体的法人の場合、五三法人すべてが五〇％未満で、農事組合法人として、組合員の平等性確保が重要な存立基盤として作用していることが考えられます。品目横断対応型法人の場合は、集落営農育成型でJA出資割合が高いのですが、家族

資料18 経営類型別・出資金規模別のJA出資法人数

経営類型		個別農業 経営的法人	農作業受託 会社の法人	JA現業部門 会社の法人	集落経営 体的法人	総合農企 業的法人	品目横断 対応型法人	計
出資金規模	5,000万円以上	5	2	2	2	6	0	17
	2,000～5,000万円	13	2	4	6	5	0	30
	1,000～2,000万円	12	4	5	1	6	0	28
	750～1,000万円	13	5	6	5	1	2	32
	500～750万円	12	4	1	6	4	3	30
	300～500万円	21	9	2	10	8	1	51
	300万円未満	3	1	0	25	0	2	31
	計	79	27	20	55	30	8	219
構成割合 (%)	5,000万円以上	6.3	7.4	10.0	3.6	20.0	0.0	7.8
	2,000～5,000万円	16.5	7.4	20.0	10.9	16.7	0.0	13.7
	1,000～2,000万円	15.2	14.8	25.0	1.8	20.0	0.0	12.8
	750～1,000万円	16.5	18.5	30.0	9.1	3.3	25.0	14.6
	500～750万円	15.2	14.8	5.0	10.9	13.3	37.5	13.7
	300～500万円	26.6	33.3	10.0	18.2	26.7	12.5	23.3
	300万円未満	3.8	3.7	0.0	45.5	0.0	25.0	14.2
	計	100	100	100	100	100	100	100

経営支援型ではJAの出資割合が幅広く分散しています。

次に、経営類型別・経営面積規模の分布を見ていきます。資料20をご覧ください。全体を見ると、一〇〇ヘクタール以上が二五法人、五〇ヘクタール以上が四一法人となります。二〇〇三年には五〇ヘクタール以上の法人が一八法人しかありませんでしたから、大規模法人が急増していると言えます。これは、設立後、順調に規模拡大を進める経営が存在しているとともに、近年は設立初年度から大規模でスタートする法人があるためです。品目横断対応型法人は七〇ヘクタール以上が五法人ありますが、これらはいずれも二〇〇五年以降に設立されたものです。

また、資料21に比較のために、大規模農家・農業法人とJA出資法人の面積規模別経営数とその割合を示しまし

資料19 経営類型別・JA出資割合別法人数

経営類型	個別農業 経営の法人	農作業受託 会社の法人	JA現業部門 会社の法人	集落経営 体的法人	総合農企 業的法人	品目横断 対応型法人	計
出資割合別法人数	90～100%	40	11	16	0	7	76
	70～90	3	3	1	0	1	8
	50～70	6	1	3	0	2	14
	30～50	12	7	0	8	1	36
	10～30	9	5	0	22	1	46
	10%未満	7	0	0	23	1	35
	計	77	27	20	53	8	215
構成割合(%)	90～100%	51.9	40.7	80.0	0.0	23.3	35.3
	70～90	3.9	11.1	5.0	0.0	0.0	3.7
	50～70	7.8	3.7	15.0	0.0	6.7	6.5
	30～50	15.6	25.9	0.0	15.1	12.5	16.7
	10～30	11.7	18.5	0.0	41.5	12.5	21.4
	10%未満	9.1	0.0	0.0	43.4	12.5	16.3
	計	100	100	100	100	100	100

資料20 経営類型別の経営面積規模の分布

経営類型		2003年	計	個 別 農 業 経営の法人	農作業受託 会社の法人	JA現業部門 会社の法人	集 落 経 営 体 的 法 人	総 合 農 企 業 的 法 人	品 目 横 断 対応型法人
法人数	100ha 以上	8	25	6	5	2	6	2	4
	70～100ha	4	8	5	0	1	1	0	1
	50～70ha	6	8	3	0	0	2	3	0
	30～50ha	13	24	9	1	2	11	1	0
	10～30ha	23	45	11	1	6	23	4	0
	10ha 未満	20	32	11	5	7	4	4	1
	計	74	142	45	12	18	47	14	6
割合 (%)	100ha 以上	10.8	17.6	13.3	41.7	11.1	12.8	14.3	66.7
	70～100ha	5.4	5.6	11.1	0.0	5.6	2.1	0.0	16.7
	50～70ha	8.1	5.6	6.7	0.0	0.0	4.3	21.4	0.0
	30～50ha	17.6	16.9	20.0	8.3	11.1	23.4	7.1	0.0
	10～30ha	31.1	31.7	24.4	8.3	33.3	48.9	28.6	0.0
	10ha 未満	27.0	22.5	24.4	41.7	38.9	8.5	28.6	16.7
	計	100	100	100	100	100	100	100	100

注) 経営面積は「水田面積＋(水稲3作業受託面積／3)＋畑面積」を足した数字である。

資料21 大規模農家・農業法人とJA出資法人の経営面積規模の比較

	大規模農家／農業法人		JA出資法人	
	経営数	割合(%)	法人数	割合(%)
100ha 以上	21(2)	3.2	25	17.6
50～100ha	31(3)	12.3	16	11.3
20～50ha	37(2)	33.6	49	34.5
10～20ha	40(1)	15.8	20	14.1
5～10ha	85(2)	14.6	14	9.9
1～5ha	31	12.3	13	9.2
1ha 未満	8	8.3	5	3.5
計	253	100	142	100

注) 1. 水田面積＋(水稲3作業受託面積／3)である。

2. () の数はJA出資農業生産法人の数である。

たが、これを見るとJA出資法人は概して一般法人より規模が大きく、特に「一〇〇ヘクタール以上」の割合が大規模農家・農業法人よりも大きいことがわかります。

次に、自治体が出資するJA出資法人の動向について説明します。その一覧が資料22です。その数は二一法人となります。

自治体が出資するJA出資法人には四つのタイプがあります。まず類型Aですが、これは既存のJA出資法人に自治体が出資したもの。類型Bは、もともと任意組合や単なる農業法人だったのですが、二〇〇〇年の農地法改正を契機として自治体が出資し農業生産法人化されたもの。類型Cは、市町村農業公社の下に農業経営主体としてJA出資法人が新規に設立されたもの。類型Dは、二〇〇〇年の農地法

改正以降、JAと自治体が同時に出資して新設されたもの。以上の四類型となります。

自治体がJA出資法人に出資することになった背景としては第一に、市町村農業公社が管理耕作はできても本来の貸貸借に基づく経営ができないという、経営体としての制約を有していること。第二に、作業受委託から貸貸借へと農地流動化の形態が変容していること。第三に、経済団体たりえない市町村農業公社の機動性不足。第四に、自治体財政の逼迫化という状況の下で、JA出資法人への期待が高まっていると推察されることです。

農業地域別の設立状況を見ますと、中間地域八法人、山間地域七法人で都市的地域よりも中山間地域で多く設立されていますが、これは、農業における危機的な状況が自治体とJAの共同出資による新たな経営体の登場を要請したためではないかと考えられます。

3. 品目横断的経営安定対策対応型法人の特徴

続いて、二〇〇五年以降に登場した品目横断的経営安定対策対応型法人の実態について述べます。先ほど説明した類型6にあたるJA出資法人がこれです。現在、全国に八法人あります。

まず最初に、新潟県上越市にある(株)アグリパートナーを紹介しましょう。この法人の設立の背景は、個別認定農業者四ヘクタール、集落

資料22 自治体が出資する JA 出資法人

県名	法人名	形成 類型	経営 類型	農業 地域	出資割合 %			設立 年月
					計	自治体	JA	
滋 賀	(有)グリーンサポートこうか	D	1	中	100.0	91.6	8.4	2003.10
宮 崎	(有)グリーンサービス・コスモス	D	5	山	99.8	98.8	1.0	2003.04
福 井	(株)エコファームみたか	B	5	中	99.6	93.4	6.2	2001.07
兵 庫	(株)ふぁーみんサポート東はりま	D	2	—	99.6	10.0	89.6	2007.07
長 野	(有)農地ホスピタル朝日	D	1	山	99.4	8.3	91.1	2005.03
兵 庫	(有)グリーンファームささやま	B	5	中	97.6	50.0	47.6	2002.01
島 根	(有)グリーンサポート斐川	D	1	平	95.0	47.5	47.5	2003.07
栃 木	(有)農業生産法人かぬま	C	5	都	93.8	62.5	31.3	2002.01
秋 田	(有)アグリほくおう	D	1	中	90.0	30.0	60.0	2004.07
青 森	(有)みらい天間林	D	1	平	89.9	—	19.2	2003.01
岡 山	(有)夢アグリ鏡野	B	1	中	83.3	69.4	13.9	2001.04
石 川	(有)河内農村振興公社	B	1	山	80.0	40.0	40.0	2002.07
北海道	(有)湧別農業サポート公社	D	2	中	77.8	38.9	38.9	2002.05
高 知	営農支援センター四万十(有)	D	1	山	77.0	38.5	38.5	2005.10
栃 木	(有)観光農園いわふね	D	5	平	75.0	50.0	25.0	2003.02
福 岡	(有)勝山町農業支援センター	D	2	中	68.3	50.0	18.3	2002.07
北海道	(有)拓進ファーム	D	1	中	66.1	64.7	1.4	2003.01
福 島	(有)グリーンファーム	A	5	山	62.5	50.2	12.3	1999.01
北海道	(有)清水町農業サポートセンター	C	2	平	53.0	5.9	47.1	2001.03
山 形	(有)アグリ・かわにし	B	2	平	26.4	13.2	13.2	2003.07
宮 崎	(有)ドリームランドはまゆう	A	3	都	—	—	64.4	2004.08
埼 玉	(有)みのり ※	D	5	平	98.0	58.8	39.2	2001.10
香 川	(有)香南町農業振興公社 ※	D	5	平	98.0	95.0	3.0	2001.05
三 重	(有)大山田ファーム ※	C	1	山	76.6	74.1	2.5	2002.04
島 根	(有)アグリみと ※	B	1	山	44.4	23.8	20.6	2002.01

注) 1. 経営類型は、1 個別農業経営法人、2 農作業受託会社法人、3 JA 現業部門会社法人、4 集落経営体の法人、5 総合農企法人、6 横断品目対応型法人である。
2. 農業地域とは農業地域類型で、都市地域、平地地域、中間地域、山間地域の略称である。
3. 自治体と JA の出資割合の合計を降順に整理した。
4. 網掛けは出資割合が最も高いものにつけた。自治体・JA が同じ時は両者につけた。
5. 「—」は不明である。
6. ※印法人は2004年調査と比較して不明となっている法人である。

営農二〇ヘクタールの規模要件を充足する経営が管区内に約五%しかなかったという現実です。つまり、この法人は、集落営農が組織できない地域の農業をどのように守っていくかという問題意識から設立された法人で、集落営農育成型法人という性格を持っています。

法人の仕組みについてみると、法人に参加するためには条件がありますが、そのひとつは地域で概ね合意がとれた組織であるということ、もう一つは個人では参加ができないということです。参加した組織は五年以内に必ず独立することになっています。また、JA が取り組む農地保有合理化事業を利用する必要があります。

次に紹介する事例は、滋賀県八日市市にある(株)グリーンサポート楽農という法人です。この法人の設立の背景は、品目横断対策の規模要件のうち、生産調整の特例措置七ヘクタールに満たない集落が七三集落で、

その面積が約三〇〇ヘクタールもあったという現実です。そこで、品目横断対策への対応として、集落営農支援型法人を設立したので

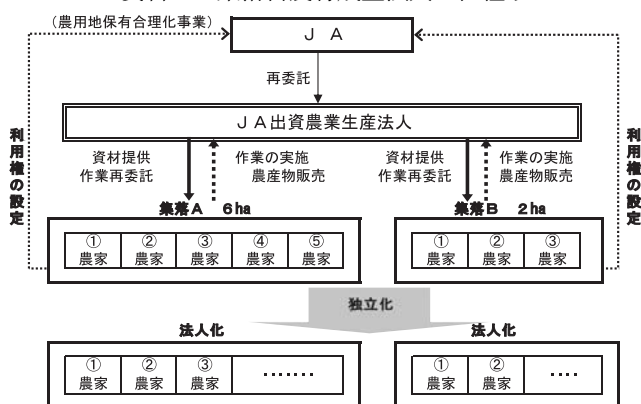
す。

法人に参加する集落は、以下の三つのタイプに分けることができます。第一に、担い手要件に満たない集落。第二に、集落合議が出来ない集落。第三に、生産調整への対応が必要な集落。以上の三タイプです。これら参加集落は、労働力・機械の登録、作業計画に基づく作業の実施、作業実施報告書の作成を行う必要があります。また、三年後には自立を目指すという計画を提出しなければなりません。この法人の仕組みは資料23に示したとおりです。

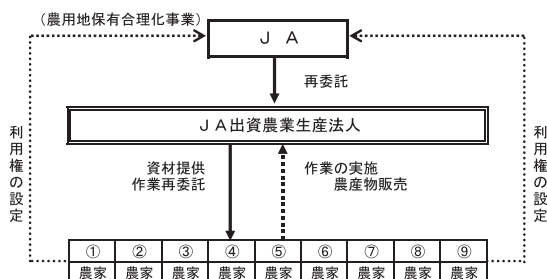
続いて岡山の(株)JAアグリ岡山を紹介します。これは、これまでに紹介したアグリパートナーやグリーンサポート楽農とは違う性格の家族経営支援型法人です。

JAアグリ岡山は麦を特産物としています。その栽培面積は一、三七〇ヘクタール、栽培農家数は七三一戸にも達する麦の大産地です。しかし、品目横断対策の対象となる二条大麦栽培農家が五〇戸、小麦栽培農家が十五戸、いずれも全体の四〇七〇程度にしかないという問題に直面しました。そこで、品目横断対策の助成を受けると共に、生産調整に係る交付金の受

資料23 集落営農育成型法人の仕組み



資料24 補助金の受け皿組織型法人の仕組み



け皿組織を作るために、農業生産法人を設立することにしたのです。その仕組みは資料24に示したとおりです。各構成員から利用権設定を受けた農地で二条大麦・大豆などを栽培しますが、実際に作業を行っているのはこれまでと同じ農家の皆さんです。

4. JA出資農業生産法人育成における JA宮崎県中央会の取り組み

先ほど、最も多くJA出資法人が設立されているのは宮崎だと話

資料25 宮崎県内 JA 出資農業生産法人の一覧

類型	法人名	出資 JA 名	JA 出資 割合(%)	設立 年月
3	(株)都城くみあい食品	都城	99.9	2006.07
3	(株)JA 延岡地域農業振興支援センター	延岡	99.5	2006.08
3	(株)アグリさいと	西都	99.1	2006.10
3	(有)児湯アグリセンター	児湯	99.0	2005.02
3	(株)JA ファームびゅうが	日向	99.0	2007.02
3	(株)アグリトピアおすず	尾鈴	99.0	2007.02
3	(株)JA アグリランド田の神さあ	えびの市	96.9	2006.06
3	(有)ジェイエイファームみやざき中央	宮崎中央	96.0	2006.02
3	(有)アグリセンター都城	都城	95.0	2001.07
3	(有)ドリームランドはまゆう ※	はまゆう	64.4	2004.08
4	(有)細野ファーム大地	こばやし	43.8	2005.03
4	(農)今新	都城	16.4	2006.05
4	(農)かたまえ	都城	15.2	2005.01
4	(農)きらり農場高木	都城	7.2	2006.04
4	(農)夢ファームたろぼう	都城	6.5	2004.04
5	(有)グリーンサービス・コスモス ※	児湯	1.0	2003.04
4	(農)きっとかな田	都城	—	2007.05

注) ※印の法人は自治体からの出資がある。

しました。宮崎県は他の県よりも積極的にJA出資法人の設立に取り組んできた県です。その宮崎県の取り組みを紹介したいと思います。

資料25は宮崎県内のJA出資農業生産法人の一覧です。これを見るとわかるように、宮崎で最初にJA出資法人が設立されたのは二〇〇一年七月です。以後、その数は増え続け、二〇〇七年十二月現在一七法人となっています。

宮崎ではJA出資法人を三類型に区分しています。JA主導型、JA参画型、集落営農型の三タイプです。先ほど説明したJA出資法人の基本類型に当てはめると、JA現業部門会社の法人が一〇法人、集落経営体的法人が六法人、総合農企的法人が一法人となります。

宮崎県内のJA出資法人の特徴は以下の三点となります。第一の特徴は、新規就農者の研修事業を行っていることです。これは昨年から始まったもので、以下の三つの事業で構成されています。①新規就農を希望する研修生を募集する募集事業、②農業者として必要な知識・技術・経営能力を習得する研修事業、③就農に当たって必要な経営・生活資源の確保並びに営農指導を行う就農支援事業です。これらを実施するために、中央会では宮崎県新規就農相談センター1分室、各JAでは地区新規就農相談センター1分室がそれぞれ設置さ

れました。研修の種類は三つあって、研修者の農業経験に応じて、基礎研修、実践研修、高度研修の三段階に分けて研修が実施されています。研修終了後はJ Aの組合員となり、必ず県内で就農することが義務付けられています。

参考に申しますと、私たちが二〇〇四年九月に実施した全国アンケート調査によりますと、新規就農者に対する教育を行っているJ A出資法人が一四法人あることがわかりました。しかし、そのほとんどが当該法人の職員の確保・育成を行っているに過ぎませんでした。例外的に新規就農者を育成・研修し、外部で独立させていたのは滋賀県の(有)グリーンパワー長浜だけです。このような取り組みを宮崎でも重視し、昨年から取り組み始めているということです。

第二の特徴は、J A現業部門会社の法人の数が多いということです。資料25に見るように、一〇法人がJ A出資割合五〇%以上となるJ A主導型法人です。J Aは、育苗センター、ライスセンター、ビニールハウスなどの施設の運営をこれらJ A出資法人に移管しています。赤字だからといってJ Aがこれらの事業をJ A出資法人に移管しているわけではありません。一方では現業部門の一層の効率化を図るために、他方では法人の設立当初の経営基盤が安定するまでの収入源確保のために、このような移管が行われているのです。つまり、これらは積極的な移管と言えます。

第三の特徴は、J A出資農業生産法人等研究会の実施です。これは二〇〇五年十二月からスタートしたものです。参加対象は各法人の担当者及び関係者となります。ここでは設立後の経営基盤の確立のために、営農・経営管理を中心とした調査研究・情報交換などが行われています。また、この研究会は、研究会、運営委員会、集落営農組合・法人部会、J A主導型農業法人部会といった四つのグループで構成されています。

5. 今後の課題

最後にJ A出資法人の今後の課題についてお話します。四つにまとめてみました。

第一の課題は、品目横断的経営安定対策対応型法人に関することですが、この類型に属する法人は、補助金の受け皿組織からの脱却を図る必要があるということです。そのためには、J A出資法人の傘下にある集落営農や個別経営の実質的な規模拡大を通じて、これらの独立化の条件を整備する必要があるでしょう。J A出資法人の下に統合したメリットを、従来からの作業組織や土地利用における調整・変更といった仕組みを通じて実現し、単なる補助金の受け皿組織からの脱却を図る必要があるということです。

第二の課題は、新規に設立された一〇〇三〇ヘクタール規模の集

落経営体的法人に關することなのですが、これらの法人は当面経営の安定化を目指すとともに、必要と条件に応じてより効率的な経営となるために合併などの可能性を探索すべきだということです。なぜなら、これまでの研究で一法人当たりの水田面積が三〇〇〜五〇ヘクタールに達するとひとまず経営の安定化が図られることが明らかになったからです。実際、宮崎県都城市では、三つの大規模な集落経営体的法人が近い将来合併し、一層の効率化を図る計画をもっていると聞いています。

第三の課題は、すでに三〇〇〜五〇ヘクタール規模を超えている法人においても、農産物価格低迷の下で就業者の周年就業を実現する

には、水田農業に加えて野菜などの集約作物部門の導入や、直売所などの販売力強化に積極的に取り組まなければならないということです。大局的には総合農企業型法人への移行が最も有力な方向であると考えられます。

第四の課題ですが、二〇〇四年に実施したアンケート調査で、十七法人の帰趨が不明となっていることがわかりました。その多くは解散したと予想されるのですが、これらの追跡調査を行うことが不可欠であると考えています。

以上で私の報告を終わります。

まとめ 「北海道農業にとってのJA出資農業生産法人の意義」

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 谷 口 信 和

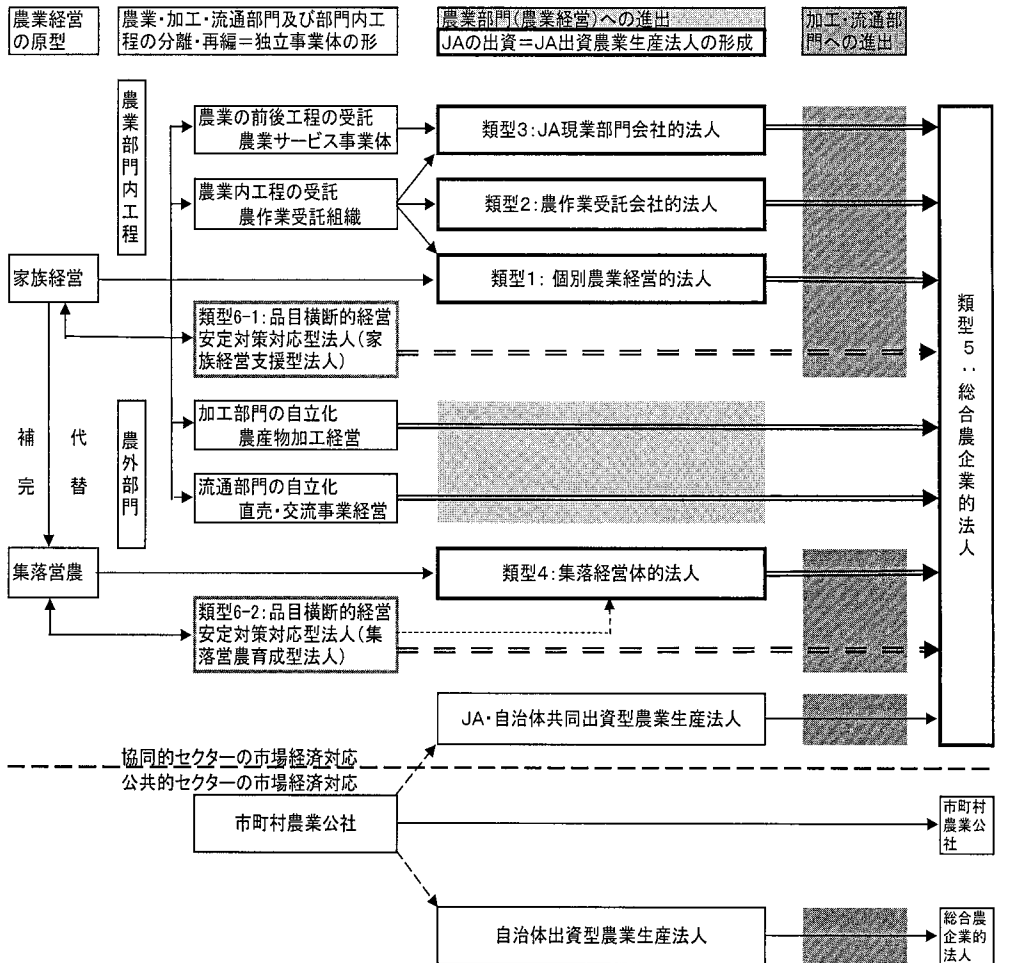
1. JA出資農業生産法人の

形成プロセスと発展論理

資料26をご覧ください。いろいろな農業経営主体を並べて、それ

ぞれがどの位置にあるのかを示しました。もちろん、李さんが説明したJA出資法人の各類型もこの中に含まれています。ただし、私が経営体として認めているのは類型1〜5だけです。類型6の品目横断対応型法人は経営体とは認識していませんので、灰色の枠線で

資料26 JA 出資農業生産法人の形成プロセスと発展論理



(出所)筆者が独自に作成した。

囲んで区別しています。また、農作業・サービスに関し、農業の前後工程を引き受けるのか、それとも農業内工程を引き受けるのかで区分しました。前者の前後工程を引き受けるものを農業サービス事業体、後者の農業内工程を引き受けるものを農作業受託組織としています。

こうした視点からJA出資法人を類型化しますと、家族経営そのものが発展した形態である類型1の個別農業経営的法人、(有)コントラクター旭川などが該当します。類型2の農作業受託会社の法人、(有)アグリセンター都城などが該当します。類型3のJA現業部門会社の法人、それから下の方

に書きましたが、これも集落営農が発展した類型4の集落経営体的法人といった四類型に区分できるわけです。さらに、これらの取り組みに加え、加工・流通部門を兼営するものを類型5の総合農企業的法人としています。家族経営や集落営農といった農業経営の原型がとりあえず農業生産法人化を果たす。そして、それが加工・流通部門へ進出していく。こうしたプロセスを経てJA出資法人は発展していくのではないかと考えています。

さらに下の方に書きましたが、市町村農業公社があります。

これは公共的セクターに属するものですから、JA出資法人のような協同的セクターとは市場経済対応のあり方が違うということで区分しました。皆さんもよくご存じかと思うのですが、(財)鹿沼市農業公社という組織があります。かつて「農業経営をしてはならない」といった指摘を受けました。それでも農地法の制約の下で農業委託農家の農地を維持してきたわけです。しかし、実際、農業経営を行うとなると、公社では生産物の販売に責任が持てない。これではスタッフのモチベーションが高まらない。ということで、JA出資法人を設立したわけです。公社は残されていますが、ホールディングカンパニーのようになっていきます。農業経営を行うのは(有)農業生産法人かぬまというJA出資法人です。

ところで、研究所の事務局の井上誠司さんに我々の著作を書評し

ていただきました。良いコメントを頂戴したと思っています。ただし、「JA出資法人と市町村農業公社が戦うのはけしからん」と指摘されましたけれども、決して戦わせるつもりはありません。私は社会主義農業の研究をずっとやってきたのですが、公共的セクターに属する組織は金儲け≠経済的活動には向かないんです。逆に言う、金儲け≠経済的活動をしなければならない理由もないんです。その典型は福祉だと思います。福祉は金儲けの論理で突っ走れるのかというと、そうはいかないのではないでしょうか。このような区別をしないまま、何もかも、全てを経済の論理で突き動かそうとするとうなるのか。夫婦だって成立しなくなっちゃいますよ。やや話が飛躍しましたが(笑)。

資料の下部に書いたとおり、大局的に見た、日本と旧東欧の農業発展の論理を私のこれまでの研究成果を踏まえてまとめてみました。形態はそっくりです。それではどこが違うのかといえば、契約関係なんです。日本は契約関係が自由です。しかし、旧ソ連・東欧では市場経済を廃絶しようとしたから自由な契約関係がありませんでした。

市場経済あるいは流通業をすっ飛ばして、生産者と消費者を結合させる方向でのロジックで農業経営を発展させようとしたんです。そうするとどうなるのか。多様なニーズに対応できなくなります。

「A社とB社はどっちが良いか？」という選択肢がないまま、特定化された関係の下だけで生産されることになります。極端な話をすれば、国家計画委員会のメンバーすなわち役人の頭の中にある生産者や商品しか世の中に出てこないわけです。契約関係を自由にして市場対応機能を導入すれば、そんなことはありません。会社だって選べます。消費者と常に向き合って情報を仕入れることだってできます。つまり、市場対応機能を活用することが重要なポイントになるんですね。

発展論理に関わって、もう一点お話をさせていただきます。それは、経営主体がどれだけ大きくなるか。そして、その主体が他の主体に対してどれだけ交渉力を持ち得るようになるか。経営発展のための究極のポイントは、ここに懸かっているんだということです。経営規模が小さいために農民がJAを結成しました。その後、確かにJA自体は大きくなりましたけれども、JAと個別経営の関係、さらには企業と個別経営の関係で、後者の比較零細性はまだ残っています。最終的に農業経営主体がどれだけ大きくなり、どれだけ自立要素を高めることができるようになるかが、発展のための前提条件になるということです。家族経営だけではかなり限界に到達しつつあるのではないかと考えております。

2. 北海道農業にとつての

JA出資農業生産法人の意義

最後にごく簡単なのですが、北海道農業にとつてのJA出資農業生産法人の意義について、四つの視点からお話したいと思います。

まず第一に、農業問題の今日的構造をどのように捉えれば良いのかを考えてみます。資料27をご覧ください。細かい説明は飛ばしますが、農業発展段階は、第Ⅰ段階、第Ⅱ段階を経て、現在、第Ⅲ段階に入りました。この段階はどのような状況にあるのかと言うと、労働力が減った。土地も減った。多様性、周年性、安全性、嗜好性、装飾性、健康性に配慮した食料の供給が要求される。そんな精神的なファクターによって成立する時代です。農業経営の課題は、第Ⅱ段階までの「とりあえず物を供給しよう」といったレベルになく、安全性がキーワードになるように「作る側にも責任が求められる」レベルになっています。そうになると、なあなあ主義に甘んじる家族経営では通用しないんですね。企業の組織原理が必要になります。その上で、労働条件と生活条件の均衡化、さらには他産業と比べても遜色のない標準的労働・生活条件を確立していかなければならないわけです。

これをきわめて単純な言葉で言い換えると、週休二日制の確立、

資料27 「一国農業問題」の構造と歴史的位相（総括表）

政策・問題領域		農業発展段階	第Ⅰ段階 (L, A)=(+, +)	第Ⅱ段階 (L, A)=(±, -)	第Ⅲ段階 (L, A)=(-, -)
食料政策 総合的政策 全国民的課題	食料問題 (飢餓問題)		古典的な飢え（飢餓）	経済発展に伴う飢え	精神的な飢え（飽食）
			デンプン質によるカロリー充足	動物性タンパク質摂取	多様性・周年性・安全性・嗜好性・装飾性・健康性
			食料不足	栄養構成の再編	食事の豊かさ（スローフード）
境界領域	環境問題		顕在化せず	残留農業問題	食料の安全性問題
	農業・農村の多面的機能		顕在化せず	顕在化せず	公益的機能＋文化的機能
産業政策 経済政策 効率原則 農業・農民	農業構造問題 (産業問題)	自給可能規模		産業的自立	産業的均衡
		飢えからの脱却		工業との対比で見た規模零細性克服	企業の組織原理
		農家所得確保		農業所得均衡	労働・生活条件平準化
		地域内分業の形成		地域間分業の形成	国際分業の形成
		高輸送能性輸入農産物（穀物など）との競争		低輸送能性輸入農産物（肉類など）との競争	低輸送能性輸入農産物（野菜・花・加工食品など）との競争
	地域経済問題		顕在化せず	地域経済後退	地域経済衰退
境界領域	環境問題		顕在化せず	環境汚染問題	環境「破壊」問題
	農業・農村の多面的機能		顕在化せず	顕在化せず	文化的機能＋公益的機能
社会政策 公平原則 農民・農村	農民問題 (貧困問題)	農家問題		「農民問題」	農村問題
		最低生存条件（農家所得）確保		均衡農業所得（標準的生計費）確保	標準的労働・生活条件（シビルミニマム）確保
		過剰就業解消（就業問題）封建道制解消		農業経営の自立 経営間・地域間競争	農村整備＝定住民題 経営間協調・地域間競争
	地域社会問題		離村と移民	集落・人口減少	集落・人口消滅

（出所）生源寺眞一らと共著『農業経済学』東京大学出版会、1993年、p.29の表に大幅に追加した。Ⅰ（+、+）、Ⅱ（+、-）、Ⅲ（-、-）と位置づけられるが、詳細は注）農業発展は主として農地面積（L）と農業就業人口（A）の増減から（L, A）：Ⅰ（+、+）、Ⅱ（+、-）、Ⅲ（-、-）と位置づけられるが、詳細は上掲書 pp.25-32参照。旧農業基本法は農業発展の第Ⅱ段階の課題の解決に直直し、食料・農業・農村基本法は第Ⅲ段階の課題の解決を迫られているとみてよい。

そして夫婦で海外旅行に行ける生活の確立ということになります。『海外には新婚旅行で行ったつきりだなあ』という夫婦が農家には多いんですけれども、これではまずいと思っています。できれば毎年、少なくとも十年に一度くらいは夫婦でゆったりと海外旅行に行けるくらい儲かってもらいたいということです。そして、非常に大事な点は、儲かるだけではダメだということです。夫婦で海外旅行に行くということは、夫婦そろって暫くの間、農業を完全休業しなければなりません。休暇を創出する必要があるんです。それを実現するのがヘルパーであり、コントラクターであり、農業生産法人です。こうしたいろいろな組織の確立が不可欠な時代になったということなんです。

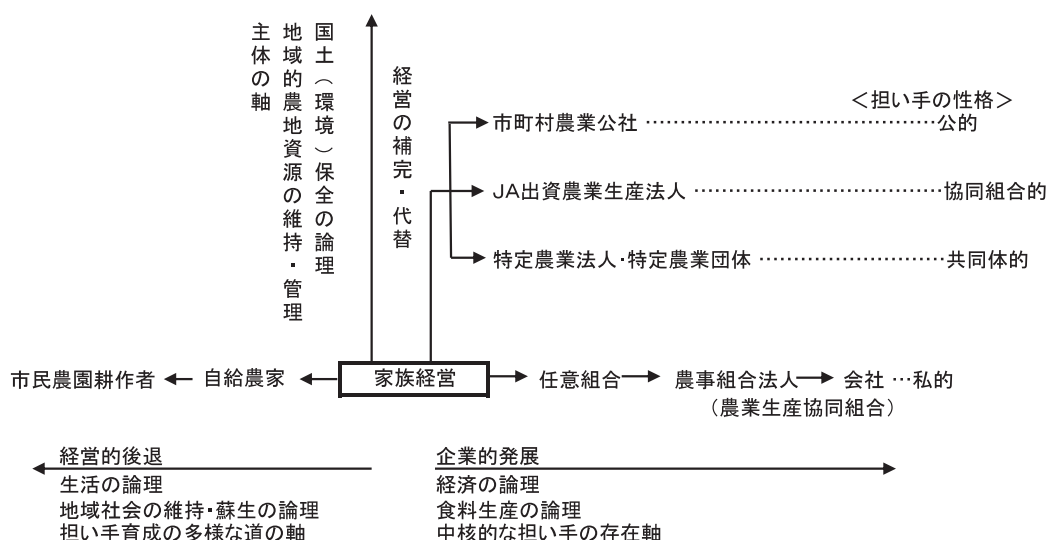
そして、このような労働条件と生活条件は、自分たちが居住している地域の中で確立されなければなりません。つまり、地域社会とともにある経営が確立されなければならないということです。個人あるいは家族だけでは対応できない問題は少なくありません。医療がそうです。病院がなければダメです。介護だってそうですよね。「デイサービスが必要だ」「JAも介護に関わる必要がある」という時代になりました。これらは個人や家族では対応できませんから、地域社会で対応する必要があるわけです。また、こうした市民論理的な要素を持った労働条件や生活条件が確立されれば、地域問題や

定住問題について地域住民が真剣に考えるようになるのではないかと考えています。

実はこの地域社会というのは非常に大切なものなんです。私は東京の下町で生活していますからわかるのですが、東京の下町ではよその子供であっても、あたかもフーテンの寅さんが「おめえ、こんなことしちやあいけねーよ！」と叱りつけるのが当たり前で、非常に大切なことだとされていました。このように叱りつけるおじさんがいないと人間が育たないんですね。大規模経営も同じでして、いくら見かけが立派でも地域社会を大切にしなければ発展する見込みはありません。地域の方々に相手にされなくなるでしょうし、消費者の気持ちがわかる農産物を作ることだってできないと思います。

第二に、日本農業の担い手の展開構造について考えてみます。資料28をご覧ください。家族経営が真ん中に位置していますが、その右側にある経済の論理を前提とした企業的发展が重要だということはこれまでお話ししてきたとおりです。それだけでなく、左側にある生活の論理もまた意味があるんですね。市民農園耕作者がこれに該当しますが、このような方々も自給率向上に寄与する担い手と位置づけることができます。残念ながら、日本には市民農園で生産された農産物の供給量が把握できる統計がありません。しかし、旧東ドイツにはありました。これを見ると、市民農園の耕作者が馬鹿

資料28 日本農業の多様な担い手の存立・展開構造



にならない量を供給していたことがわかります。農水省もこうした耕作者の生産状況を把握する必要があるのではないのでしょうか。

これらの他、国土保全の論理という縦軸があります。市町村農業公社、JA出資農業生産法人、特定農業法人などといった様々な公的・協同組合的・共同体的な組織が連携し、国土保全と多面的機能の維持を踏まえた農業生産を行う。その中の一つにJA出資法人が含まれているということです。

第三に、大規模農地の受け皿としてのJA出資法人の意義についてお話ししたいと思います。滋賀県で調査していて驚いたことがあります。一五ヘクタール以上の耕地を持つ大規模経営の経営主が交通事故に遭って倒れてしまったんですね。リタイアせざるを得なくなったのですが、その農地の受け手がいないんです。「五ヘクタールくらいなら良いんだけど」「一〇二反ずつ徐々に貸してくれば良いんだけど」という人はいるのですが、いきなり「一五ヘクタール引き受けてやる」なんていう経営は滅多に出てくるものではありません。JA出資法人は、こうした事態にも対応できるものとして考えられています。

湖北町には耕地面積が六〇ヘクタール以上に及ぶ大規模経営があります。ところが、この経営には後継者がいないんですね。娘さんは結婚していますが、夫婦そろって小学校の教諭なんです。残念な



がら二人とも農業に全然関心がない。農業を「継がない」と言うんです。こんな状況ですから、経営主は「見ず知らずの他人でもいいから、リタイアしたら六〇ヘクタール全部譲る。株式会社でもいい」なんて言っていました。幸運にも後継者が見つかりました。このように、後継者が見つかることはかなりの幸運に属しています。このような事態に対応できる仕組みをJAが常日頃から作っておくことは非常に重要だと思っています。

北海道においてもこのような事態が発生する可能性はあると思います。酪農地帯の市町村でこれに対応できる仕組みを構築したと聞いておりますが、水田地帯や畑作地帯ではどうなっているのでしょうか。対応を考えておく必要があると思います。

第四に、農地管理だけでなく担い手育成も合わせて行うことがJAの重要な課題になっているということです。制度上、JAも農地の中間管理ができることになっていますが、普段そのような業務に関わっていなかったり、準備が整っていなかったりすると、いざという時なかなか対応できないものです。「日常の業務の中に農地の中間管理という仕事があるんだ」ということを、きちんと認識しておくことが重要だと思います。

その上で、担い手育成もきちんと行わなければなりません。(有)グリーンパワー長浜がそうなんです。この法人は就農希望者を抱え

込んで研修を行い、新規就農者を何人も輩出してきました。それ自体は大きなことですし、評価できるんですけども、それで終わリじゃダメだと思うんですね。これなら既存の農業生産法人でもできます。JA出資法人は既存の農業生産法人とは違うのですから、自分の経営だけ良くしても意味がないのであって、地域全体をリカバーできるような経営とならなければいけません。ですから、独立後の担い手の育成にも関与する必要があるんです。これが困難であるならば、他の組織と連携して対応することだって考えられるわけです。

つまり、JA出資法人はある程度の公共性を有している。換言すれば、地域社会に対して貢献する役割を持っているということなんです。単に営利を追求する法人とは性格が違います。宮崎県内のJA出資法人はこのことを重く受け止めています。現在、担い手育成に力を入れています。ですから、我々は高く評価しているわけです。このことを最後に申し上げて報告を終わります。

＊今回の研究会での討論については、会報第72号（冬号）に掲載いたします。



お母さんの味「花茶のチャレンジ」 “クレーム”あってこそ

「花茶」 小 栗 美 恵

事業に関して全くズブの素人の私が、花茶を経営し始めて十二年の歳月がいつの間にか過ぎていきます。

「夢の夢かもしれないけどもしか……」と、店を持つことを夢見て口にはしたことがあったけど、小さな小屋のような店からこんな風に展開していくようになるとは全くもって予想外の「花茶」と言う店と「私」です。

開業に当たって事前に学習してきたことは、アイスクリームに関する知識と製造作業の実務のみでした。

経営管理も接客も、全く経験が無く、嫁いできてから農業一筋の数十年が経過した後、一大決心をして踏み切ったこの道でした。

（節々が太くなった両手の

指を眺めながら、サービス業についている人生の不思議を感じます）

「いらっしゃいませ」も、しどろもどろ照れるような顔をしながらやっと発した一言でした。

それでも農家の主婦が一念発起して始めたお店だと世間の人は通じていたので、全身が農業を背負ったような、無骨なおかあさんの店でも世間は許してくれていた気がします。

お店のありさまも全て自己流、家族的な温かさで農業者と消費者の接点になるように、お互いが刺激あいながら成長できるようなお店になればいいと思う気持ちだけがあつた気がします。

無我夢中でやっているうち



小栗美恵（おぐり みえ）さん

高知県生まれ。

22歳で大阪万博で知り合った酪農家のご主人の故郷北海道に嫁ぐ。

平成2年にイチゴ狩り農園・ゆでトウモロコシ販売を始めた。

平成8年6月に地元の商材を使ったアイスクリームの店「花茶」をオープン（(有)ファーム花茶は平成14年に登録）。

ホクレン夢大賞など数多くの農業賞を受賞。

役職は北海道指導農業士、ケータリング美利香代表、女性農業者倶楽部（マンマのネットワーク）副会長など。

趣味は草木染め、機織りなど。

に数年が過ぎて、気がついたら多くのお客様が行き来店するそれなりのお店になっていました。

仕事の量もお客様もスタッフも増えています。

悲しいかなスタッフの扱い方も指導の仕方も心得ていないし、ましてお客様への接し方やサービス精神も心得てないような私でした。今思い返すと穴の中に入りたくありません。

それは一通のメールで始まりました。

「三年ほど前に『花茶』のジェラートを食べて以来、その美味しさに衝撃を受け今に至っております。特にイチゴの季節は一年で一番楽しみな季節で、ほぼ毎週のようにお邪魔させていただいております。

す。

ただ、最近残念に思うことがあります。

まず、売り子さんの態度が横柄なことです。週末など大変忙しいのはわかります。

また、多くのお客さんを待たすことなくこなしているとも思います。しかし、売り子さんがイライラして接客していること、不機嫌であることなどが顔や言い方、態度に表れています。

私はオーナーの小栗さんとは面識ありませんのでどのような方かは存じ上げません。しかし花茶のお店の雰囲気や農場の美しさ、またホームページを拝見させていただいて自分の仕事に自信と信念を持った素敵な感性をお持ちの方だと勝手に思い描いております。



ます。

その作物もアイスクリームも自分の心血をそそいだ傑作と呼べる作品だと思っています。

しかしその手を放れる際にあのような態度で、お客さんに渡されたのでは作品を汚すことになるのではという心配をしております。

一ファンの戯れ言と受け取られてもかまいませんが、どうか悪しからお取りいただく

き、考えていただければいいメールさせていただきました。」

私にとって衝撃的な忠告でした。

顔の見えぬ差出人、でも確かに思えたのはこのメールに誠実な人柄が伺えて、これはきっと「花茶」を大事に思っ

て下さるファンに間違いのないと思えたことです。

すぐさま、スタッフを集めてミーティングを開きましたが、この時点でもどのように接遇について指導すればいいのか思い悩みました。

お客様である札幌のホテルの支配人に接客について思い悩む事を相談しました。

有り難いことに、見栄や体裁を打ち払い相談すると問題

対処の方法や危機管理について指導してくれたのです。

大事な事は、素直な気持ちでお客様に自分の気持ちや「花茶」のスタイルについて伝え、不行き届きの点は誤り、スタッフと話し合った内容や今後どう対応していくか等を伝えることでした。

「ともすると無礼とともら

れかねない私のメールを正面から受け止めて下さった小栗さんや花茶のスタッフの皆さんを思っただけに感動しました。

彼女とも『なんだか涙が出そうだね。』と言い合いながらアイスときれいな自然を堪能させていただきました。そう考えるときれいに手入れされた芝生や畑や花、美味しそ



うに草をはんでいる子馬（ポニーでしようか？）や羊、今まで何気なく見過ごしていた風景も輝いて感じられ、本当に気持ちのいい休日をごさせていただきました。

お陰様でこれからも「花茶」のファンでいる勇気をいただきました。

今後美味しいアイスクリームと癒しの空間を宜しく願います。

追伸

スタッフの皆さんの努力にも大変感謝いたしました。先日の無礼なメールにつきまして悪しからずご容赦下さい。」

再び暖かいメールが届いたのは、ひと月も過ぎた頃だったと思います。

この時点で初めてメールの差出人が若い男性であることが判りました。何だか、とっても世の中の若者が素敵に見えて、女性でなく男性の目でも花茶を眺められていることに感動を覚えました。

この後、苦言やクレームが無かったかと言えば嘘になります。どんなに努力しようと思っても私の気持ちが従業員の気持ちに届くまで時間がかかり、かつ、従業員と心をひとつにすることも中々大変なことなのです。

最初は農家のおかあさんが始めた店という事で暖かく許してくれた世間も、お店の名前が売れるようになると農家もおかあさんも全く通用しなくなり、一般のお店と変わらぬサービスや態度を求められ

るようになったのも、当然の成り行きでしょう。

普段のミーティングもありますが、お客様から苦言や忠告があるたびごとにスタッフ達と時間をかけながら話し合います。

そして、それは自然に接客マナーを身につける学習教材にもなっていることに気がつきました。

まさにナマの教科書です。

もし、何も苦言や忠告がなかったとしたら、学習する事も知らずお客様を見る目も養われず、思い上がりの気持でいたでしょうね。

時々、他所様のお店でお客様さまになっている時、思います。

気がついたことを言うこと、苦言をいうこと、クレームを

つけること、実は簡単のようではあるけどエネルギーの要ることです。関心が無い、自分に関係が無いと思えば、どんなお店でもどんな対応を受けてもいちいち干渉する必要が無いのです。

「花茶」に関心があるからこそ、また来て居心地のよい店であって欲しいと願うのです。美味しいと感じたいからこそ、寄せられる苦言だとありがたく思えるようになりました。

だからといって苦言が来るのが嬉しくも無く精神的にはかなりキツイものを感じる時もあります。

時々弱音を吐く私に、「花茶」のファンでもあるお客様から、「クレームは、後ろを振り返って反省する材料では

ありません。次の目標を立てるための材料です。」というメッセージが届きました。

「花茶」も私もクレームが無く、お客様からなんの関心も持たれないお店であったと

したら、向上心も沸かなかったかも知れないと思いながら、気を引き締めつつ、私たちに努力をしております。



福島県における過疎中山間地域振興

第2回

一産直屋台「いなGO」の取り組み一

福島大学 経済経営学類 准教授

小山 良太

1 産直屋台戦略策定までの経緯

まず、これまでの経緯を簡単に振り返っておこう。本取組の目的は、福島県の中山間地域、南会津町伊南地区（旧伊南村）と地方中核都市・福島市の中心市街地を結びつけたネットワーク型の地域づくりを実践することにある。

旧伊南村は二〇〇六年三月二十日に、田島町、舘岩町、南郷村と合併し、南会津町となった。現在の伊南地区の課題は、①少子高齢化の進展：高齢化率四五％、②自治体・農協ともに合併し支所へ、③若年層の流出、④基幹産業の停滞（農産物価格の低迷、担い手不足、構造改革路線への立ち遅れ）、⑤リゾート開発の失敗（再生産構造を構築できず）、⑥地理的、気候的条件の不利性であり、このような中、主体的な地域政策を展開したくても、マネジメントをする人・組織が構築できない状況にある。

そこで、二〇〇六年四月の合併以降、活力が失われている伊南の町を活気づけようと、福島大学経済経営学類の小山良太ゼミナール以下計七〇名で地域調査を開始した。伊南の地域振興計画の作成に携わるなど、これまでもまちづくりの活動を後押ししてきた。地域振興をさらに模索する中、福島の中心市街地

小山 良太（こやま りょうた）氏



生 年：1974年東京生まれ
最終学歴：北海道大学大学院農学研究科・博士（農学）
専門分野：農業経済学、協同組合学、地域政策論

◆主な委員

福島県米需給情報検討会議・会長（2006年～）
日本軽種馬協会基金運営委員会・理事（2006年～）

◆主な業績

「経営所得安定対策と集落営農の課題」『東北農業経済研究』第25巻1号（通巻50号）、東北農業経済学会、2007年8月、pp.17-26。
『競走馬産業の形成と協同組合』日本経済評論社、2004年6月、220頁

にある「ふくしま屋台村こらんしょ横丁」から伊南の魅力を発信することを思いつき、屋台村を運営する福島商工会議所青年部と協議の上、南会津の産直屋台をプロデュースすることになる。

アンテナショップの名前は産直屋台「いなGO」（資料1）。空き店舗をそのまま活用し、二〇〇七年七月二十日（金）から九月二十九日（土）の毎週金曜日と土曜日の一七：三〇～二五：〇〇「いなGO」の看板で運営した。南会津町の食材「鮎」「会津地鶏」「山菜」「伊南納豆」「伊南豆腐」や地酒「イチヨウ焼酎」などを提供した。実際、伊南の住民も参加し、伊南の風土や特産品、観光など直接話を聞くこともできるように人員配置をした。

単に飲食店で料理を提供するだけではなく、学生はメニュー作りに始まり、商品の注文から仕入れ、原価計算、調理、販売、接客、経理など、実社会に即した経営全般にかかわる。出店に合わせて来客者に対するアンケートや屋台村の経済効果なども調査した。この取組では、地方都市と地方農村の連携で行われる地域づくり戦略を、「地方都市と農村を結ぶネットワーク型の地域づくり戦略」と位置づけている。

以下、具体的な実践過程を説明する。

黄昏時…

そうだ、屋台村へ行こう!

http://www.inago.net

南会津の産直屋台を小山ゼミがプロデュース!!



産直屋台

いながO!

FUKUSHIMA UNIV. KOYAMA SEMINAR

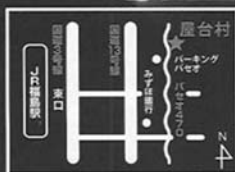
～南会津町の特産、屋台村で～

南会津町特産品

・鮎、岩魚、会津地鶏
・山菜、南郷トマト、梅漬け
・伊南納豆、伊南豆腐
・南会津町の地酒、どぶろく

※午後2時から南会津町特産品の
産直販売も行います。

・朝もぎ野菜
・放し飼いの地鶏の朝取り卵
・オオクワガタなど



7/20(金)～9/29(土)

毎週金・土曜日営業

※平日も「ASIAN 酒家かむさ」にて営業しております

営業時間 17:30～25:00

物産販売 14:00～

主 催：福島大学小山良太ゼミナール
問合せ先：inago_2007@yahoo.co.jp

協 力：ASIAN酒家かむさ・福島大学清水修二ゼミナール・福島大学まちづくりサークル
協 賛：福島県学生会館所青年部・ふくしま産直村こらんとん・横丁店主会・南会津町・伊南まちづくり連絡協議会
食材提供：南会津町・南会津の郷

資料1 産直屋台いながOのちらし(2000枚を配布)

2 産直屋台「いながO」の実践

(1) 営業日の業務フロー

まず、「いながO」の一日の流れと全二十二日間の流れについて紹介する。一日の大まかな流れは以下の表1の通りである。物販、屋台で提供する食材(野菜、郷土料理)は金曜日の早朝に伊南地区の各農家から集められる。集荷作業は(有)伊南の郷が行い、そこから仕入れる形式をとっている(図1)。農家への情報提供、仕入れ・決算機能は現地にある伊南まちづくり協議会(福島大学側も構成員)が行う業務である。農産物の多くは伊南地区の担い手法人である(有)伊南の郷から仕入れている。(有)伊南の郷から仕入れた食材を伊南まちづくり連絡協議会が金曜日の一四：〇〇からの物販営業開始に間に合うように自動車で片道約三時間三〇分の道のりを運搬する。その食材を自主企画の料理等に加工し販売するのが、福島大学学生スタッフであり、これが産直屋台いながOを形成している。

産直屋台いながOの業務は、大きく三つに分けられる。第一は、物販(野菜等販売)であり、第二はメインの飲食提供(屋台業務)である。第三は、付加的な業務として伊南地区の観光

表1 産直屋台いな GO の1日の流れ

時間	主な流れ	主な業務	スタッフ
9:00	伊南出発	食材の運搬	食材運搬は伊南より人員2名
10:00			
11:00			
12:00	福島市到着		
13:00		食材・商品の検品、 物販準備（陳列）	学生3人
14:00	物販開始		
15:00		商品の販売、屋台仕込み 週替わりメニュー表の作成	
16:00			
17:00	物販終了	物販片付け、売上集計	学生交代3人
18:00	屋台営業開始	接客、調理、清掃	
19:00			
20:00			
21:00			学生交代3人
22:00			
0:00			
1:00	屋台営業終了	締め作業、売上集計、清掃 他店舗への挨拶	

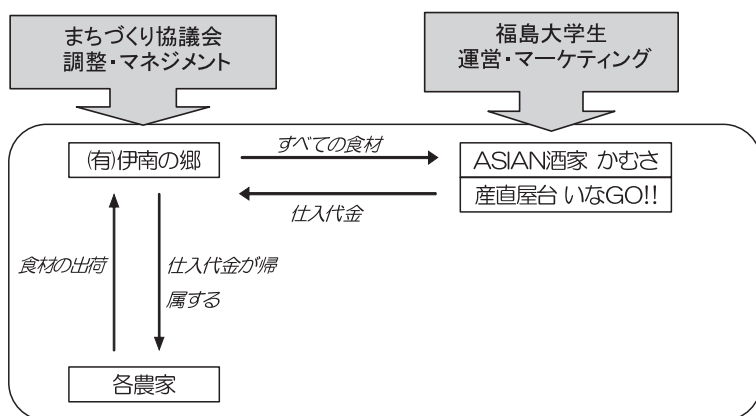


図1 産直屋台いな GO の仕入・販売方法

案内、旅行受付などの総合窓口業務となっている。

第一業務の物販は一四：〇〇～一七：〇〇の三時間の営業で、主婦層をターゲットに新鮮な朝どれ野菜を中心に販売した。この時間帯のスタッフ（学生）は三人で、物販にあたる者が二人、一人は夜間の屋台営業のための仕込み作業にあたる。主な商品としてはトマト、きゅうり、なす、にんにく、アスパラ、インゲン、じゃがいも、とうもろこし、おくら、そうめんかぼちゃ等である。野菜については時期によって商品が変わるものの多品種に及び評判は上々であった。加工品としてはブルーベリージャムやおからクッキー、トマトジュース等を販売した。またオオクワガタも販売したが、高価なため数は出なかった。しかし、ファミリー層の客寄せの効果は大きかった。

第二業務の屋台営業は、一八：〇〇～二五：〇〇までの七時間の営業で、主に帰宅途中のサラリーマンや学生を中心に営業を行った。仕込み、調理においては店舗管理責任者兼衛生管理責任者である阿部和彦さん（ASIAN酒家かむさ店主）の管理・指導の下、学生が行った。

この時間帯のスタッフ（学生）は一七：〇〇～二一：〇〇と二一：〇〇～二五：〇〇に区切り各時間帯三人ずつで業務、運営にあたっている。商品は新鮮な野菜を生かしたサラダや焼きナス、鮎・岩魚の塩焼き、南会津特有の郷土料理や地酒等を提

供した。

(2) 屋台営業期間の流れ

各日のイベント・フェア、客数については以下の表2の通りである。

いなGOは二〇〇七年七月二十日から二〇〇七年九月二十九日までの約二カ月間の金曜日、土曜日のみ営業であったため、より多くの集客を見込むために各日にイベント、フェアを開催した。また、福島市内で行われる祭り（わらし祭り）や福島商工会青年部の企画イベント（地産地消フェア）にも積極的に参加することで、集客の向上、伊南地区のPRに努めた。

オープン当初は、「学生が地域振興のために運営する屋台」というユニークさが功を奏し新聞、ラジオ、テレビ等の各マスメディアに報道されたため客足は好調であった。また屋台のため席数が限られており、すぐ満席になってしまったために帰ってしまう客も目立った。天候による影響は大きく、オープン初日の客足の伸びが今一だったのも悪天候のためである。

図2から、年代別に客数を見ると三〇代・三三％、二〇代・三一％と若年層が半数以上を占めている。続いて、四〇代・二一％、五〇代・十一％、六〇代・四％の順であった。場所が屋台村であり、主力品目が郷土料理・地酒ということから当

表2 産直屋台いな GO 営業期間とイベントの客数

日付	曜日	フェア	客数とその年齢層									
			男	女	合計	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
7月20日	金	グランドオープン（久川城太鼓）	29	3	32	5	1	0	0	0	22	10
7月21日	土	地産地消フェア（桃）	24	31	55	13	10	1	2	4	25	30
7月27日	金	南会津樽酒祭り	85	15	100	10	46	11	6	3	24	76
7月28日	土	南会津樽酒祭り	36	10	46	9	9	1	11	5	11	35
8月3日	金	わらじ祭りフェア（オオクワガタフェア）	35	14	49	10	5	8	0	2	24	25
8月4日	土	わらじ祭りフェア（オオクワガタフェア）	38	28	66	12	20	22	5	2	5	61
8月10日	金	南郷トマト祭り	36	14	50	6	14	3	7	0	20	30
8月11日	土	南郷トマト祭り	29	10	39	9	2	4	0	0	24	15
8月17日	金	艶姿浴衣祭り（レディースドリンク一杯サービス）	14	7	21	5	5	2	5	4	0	21
8月18日	土	地産地消フェア（福島牛）	38	9	47	13	5	18	10	1	0	47
8月24日	金	岩魚祭り	40	17	57	22	6	17	2	0	10	47
8月25日	土	岩魚祭り	25	20	45	21	19	2	2	1	0	45
8月31日	金	会津地鶏フェア	17	2	19	4	10	3	0	2	0	19
9月1日	土	会津地鶏フェア	23	12	35	27	5	2	1	0	0	35
9月7日	金	鮎祭り	25	7	32	15	14	3	0	0	0	32
9月8日	土	鮎祭り	18	10	28	15	7	5	1	0	0	28
9月14日	金	リンドウ祭り	22	1	23	6	7	7	2	1	0	23
9月15日	土	地産地消フェア（秋刀魚）	31	13	44	14	13	8	9	0	0	44
9月21日	金	南会津地酒祭り	23	10	33	4	14	11	4	0	0	33
9月22日	土	南会津地酒祭り	19	14	33	4	15	9	5	0	0	33
9月28日	金	感謝祭	35	7	42	11	12	8	11	0	0	42
9月29日	土	感謝祭	28	15	43	5	10	20	6	2	0	43
合計			670	269	939	240	249	165	89	31	165	774

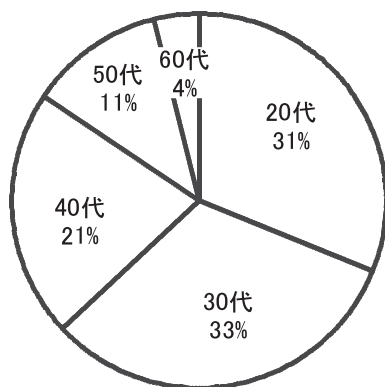


図2 産直屋台いな GO の年代別客数

初の予想では、高齢年齢層が多くなることが予想されたが、結果として若い世代の客数が多かった。また、前掲表2からわかるように、女性客の取り込みにも一定の成果をみせている。

天候やマスメディアの報道による影響が大きかったため一概には言えないが、客数が多かった二週目の南会津樽酒祭り、三週目のわらじ祭りフェア（オオクワガタフェア）、客数が減少傾向にもかかわらず一時的に客数を伸ばした六週目の岩魚フェア等は、客の注目が高かったと思われる。

屋台

地域つなぐ第一歩

福島大生と南会津・伊南地区



屋台で地鍋を焼く福島大の学生たち＝16日午後、福島市直賜町で

7月開店特産品販売も

出店は同大経済経営学類の山本太輔教授(38)のゼミ生が中心となつて、7月20日から地元で野菜などが収穫できる約2カ月間、金・土曜日の夜に地鍋やアユ、トマトなど伊南特産の食

埋没の危機感

旧伊南村は06年8月に

合併し、南会津町になった。新しい町役場庁舎は伊南地区から離れた旧田島町に置かれた。同地区は人口も600人ほどと少なく、高齢化が進んでいる。合併で地域が埋没してしまうのではないかと、旧伊南村役場の職員が、地域の振興について、旧伊南村に相談を持ちかけ、同年4月、佳と同大の3つのゼミが参加して「伊南まちづくり連絡協議会」が立ち上がった。ゼミ生たちは、最初は車で5時間もかかった伊南地区まで何度も足を運び、農家や観光客で地域調査をした。

学生アイディア

店舗出店のきっかけは、活動の経緯として2月にあった報告会の打ち上げだった。町と農家をつなぐ必要があるという話に、表裏どつたらしいのが話しているうちに、学生が思いついた。出店に至るまでには仕入れルートの開拓から店舗の確保、衛生管理など、予想以上の苦労があった。それでも、店長の4年生稲見榮志さん(21)は「学生らしく楽しみながらやりたい。他の

学生を店にたくさん連れてきて、伊南のことを知ってもらえるようにしたい。共同経営する「かむむ」店主の阿部和彦さん(41)は「街中の賑わを取り戻すことできれば」と期待する。

表3 産直屋台いなGOの売上げの推移

日付	曜日	売上(金額)	客数	客単価	席単価
7月20日	金	100,000	32	3,125	12,500
7月21日	土	100,000	55	1,818	12,500
7月27日	金	225,010	100	2,250	28,126
7月28日	土	140,400	46	3,052	17,550
8月3日	金	116,690	49	2,381	14,586
8月4日	土	72,500	66	1,098	9,063
8月10日	金	114,500	50	2,290	14,313
8月11日	土	91,830	39	2,355	11,479
8月17日	金	98,050	21	4,669	12,256
8月18日	土	111,090	47	2,364	13,886
8月24日	金	126,900	57	2,226	15,863
8月25日	土	60,960	45	1,355	7,620
8月31日	金	47,350	19	2,492	5,919
9月1日	土	58,600	35	1,674	7,325
9月7日	金	71,130	32	2,223	8,891
9月8日	土	56,540	28	2,019	7,068
9月14日	金	62,150	23	2,702	7,769
9月15日	土	64,760	44	1,472	8,095
9月21日	金	106,750	33	3,235	13,344
9月22日	土	52,000	33	1,576	6,500
9月28日	金	104,300	42	2,483	13,038
9月29日	土	107,450	43	2,499	13,431
		2,088,960	939	2,225	261,120

注) 席単価は店舗内席8席で計算。実際は店舗外のオープンスペース(9店舗の共同スペース・計50席)も利用した。

(3) 産直屋台いなG Oの成果

次に、「産直屋台いなG O」実践の成果について売上や宣伝PR効果の面から考察していく。

表3から産直屋台いなG Oの売上げの二二日間の合計は二、〇八八、九六〇円であり、単日最高売上高は七月二七日の二二五、〇二〇円である。また客一人あたりの単価は二、二二五円である。

この中から伊南地区に直接的に帰属した部分は屋台、物販の材料等の仕入れ額であり、全体の約四五％である。その内、(有)伊南の郷への支払いは約二五％、伊南まちづくり連絡協議会への支払いは約二〇％である。この二〇％分は出荷農家に出荷量に応じて配分される。

(4) 産直屋台いなG Oの宣伝波及効果

今回の事業は実に多くのマスメディアに取り上げられた。テレビはNHK(福島)、福島テレビ、福島中央テレビの三社を通じて福島県下二、〇六八、八七三人、七二二、五三三世帯、一、四三四、九四九台(推定)のテレビに放送された。放送時間の合計は約六〇分である。福島テレビの三〇分番組の放送料金五六〇、〇〇〇円を参考に算出すると、三〇分×二回でテ

ビ広告費は一、一二〇、〇〇〇円に上る。

新聞は朝日新聞(福島)、読売新聞(福島)、福島民報、福島民友、河北新報、日本経済新聞(福島)の六社に掲載された(資料2)。福島民報「地方版雑報広告二段×三・七cm(四九、〇〇〇円)×六十その他オプション料金で算出すると、新聞広告費は約五〇〇、〇〇〇円になる。

ラジオはラジオ福島、FMボコの二社。ラジオ福島においてはふるさと応援団という番組で三回に渡り放送され、放送時間の合計は十五分である。ラジオ福島の二〇秒CMの放送料金が一五、〇〇〇円を参考に算出すると、二〇秒×四五回で広告費は六七五、〇〇〇円である。

雑誌は福島のシティ情報誌であるC Jに取り上げられた。それぞれの宣伝広告費を合計すると約二、二九五、〇〇〇円である。

これは今回の事業内容が注目されたこと、学生が中心となって精力的に今回の事業をマスメディア各社にPRして回った結果である。

伊南地区のような過疎中山間地域がこれだけのスポットを浴びたのも大学と協力して事業を行うという戦略が功を奏した結果であると言える。この宣伝効果により伊南地区の認知度が上昇したことは間違いない。この結果伊南地区へのイターン、

Uターン、観光人口の増加、他地域との交流など様々な面での効果が期待できる。

既にながっている効果としては、いなG Oの設置されていた福島屋台村の他店の店主が中心となり一泊二日の伊南ツアーが行われている。

3 アンテナショップ戦略の総括

いなG Oの成果について「参加の場」「暮らしのものさし」「カネとその循環」という内発的な地域づくりの三つの局面から考察していく。さらに、伊南地区の今後展望についても提言する。

(1) 参加の場づくり

当初の狙い通り伊南地区住民の地域振興への意識は向上されたのか、また新たな参加の場は設けられたのか見ていく。

今回「産直屋台いなG O」を運営するにあたって多数の個人、団体の協力、支援があった。個人では、物販や屋台で使う材料となる野菜を提供した農家が十三戸以上、郷土料理の提供者が八名、郷土料理勉強会参加者が十五名に上る。団体・企業としては伊南総合支所、観光協会、商工会、伊南青年会、漁協、

J A、(有)伊南の郷、かねいち、里の蔵、高畑豆腐、阿久津製菓、民宿高畑、清水屋旅館と伊南地区内だけで十三団体にも及ぶ。これは伊南地区における地域振興に対する住民意識が向上した表れだとして取れる。今回の事業は伊南地区住民の地域振興に対する意識向上に一定の役割を果たしている。

今回の事業を通して上記のような個人・団体が地域振興に対する意識を向上させたのは確かだが、まだ伊南地区全体に広がったとは言えないのが現状である。しかし、地域振興に強く興味を持つ住民や団体・企業のトップの住民意識が向上したことにより、そこから周囲の人々に地域振興の意識が伝播していく可能性は高い。その結果、伊南地区全体の住民意識を向上させるのに要する時間の短縮に繋がるものと考えられる。

今回、「産直屋台いなG O」を運営する経過で当初の目的どおり伊南地区内において新たな参加の場が形成された。それが郷土料理勉強会の発足である。発足の目的は以下の二点である。第一は屋台で提供する郷土料理のバリエーションを増やし、一定の量を確保し安定した提供を行うためである。第二は時代の流れと共に失われつつある地域固有の味、郷土料理の保全・研究のためである。活動記録は表4に掲載している。

また新たな発足ではないが、今回の事業に協力があった多くの団体・企業が地域振興における参加の場としての役割を担う

ようになった。協力、支援にあたってそれぞれの団体・企業内で話し合いがされた。

今後は今回参加の場となった団体・企業、または代表が定期的に集まり、継続的に振興策について話し合いを重ねることが望ましい。そのためには伊南まちづくり連絡協議会が中心となり新たな参加の場を設ける必要がある。

表4 伊南郷土料理勉強会の活動記録（2007年）

	郷土料理名
7月26日	なんばんぜい
8月2日	なんばんぜい、わらびとカワハギ漬け
8月9日	トマトのサラダ、しその味噌巻き、しそのきゅうり巻き
8月23日	岩魚のじゅうねん揚げ
8月30日	会津地鶏の味噌田楽（3種の味噌）、切り干し大根と昆布の煮付け
9月6日	鮎飯（おにぎり）、鮎の吸い物、そうめんかぼちゃ漬け
9月13日	鮎飯（おにぎり）、はっとう
9月20日	鮎飯（おにぎり）、ざくざく汁、大豆と煮干の揚げ煮
9月27日	鮎の甘露煮、じゅうねん豆腐、大豆と煮干の揚げ煮



写真1 伊南郷土料理勉強会の活動風景
（多世代の参加の場に）

(2) 暮らしの物差しづくり

まず物販、屋台の営業を通して商品全体を振り返る。

野菜類とりわけトマト、きゅうり、ナス、インゲンなどの需要は高かった。新鮮さは予想以上に売りになると実感した。さらには地鶏や鮎、岩魚の川魚などの需要も数が追いつかない程度であった。とりわけ伊南川の鮎に対する認知度は高かった。食の安全が問われている現代においては、以上のような商品は生産者を明確にし、新鮮さや安心感といった付加価値を付けることで、このような取組においては十分な商品力を有する。

また、予想を上回る需要を示したのが郷土料理である。ニシンの山椒漬（会津地方の郷土料理）や「なんばんぜい（なす、しょうが、南蛮を塩もみしたもの）」、ハヤの甘露煮等である。これらの郷土料理へのニーズは今回の取組の大きな収穫と言える。今後郷土料理のバリエーションを増やし、瓶詰め、真空パック等にして販売するなり、飲食店で提供するなど挑戦してみる価値は十分にあるだろう。

一方、あまり需要がなかったものもある。伊南地区の農業は少量多品目という特徴がある。実に様々な野菜が

収穫できるのだが、その中には一般には調理法が広まっていな
い野菜などもある。例としてはズッキーニやそうめんかぼちゃ
等である。一般のスーパー等では取り扱っているところが少な
いため客の目を引くのだが、調理法がわからないため購入には
至らないという状況であった。しかし、これらの野菜もレシ
ピつきで販売したり、試食品を置くだり売り方を工夫すること
で逆に主力商品となる可能性を秘めている。

今回屋台では南会津の地酒（会津、男山、国権、花泉）も提
供したのだが、こちらの反響もかなりのものであった。現在伊
南地区には酒蔵はないが、今後どぶろく特区を申請し商品化、
販売されることを期待したい。

以上のように食品に関しては、今回、産直屋台いなGOで提
供した多くのものが他地域住民に高く評価され認められたと言
える。さらに郷土料理など地域固有の食文化の見直しにも繋
がった。地元学を進め暮らしの物差しをつくるという面におい
ても効果を示した。食についての暮らしの物差しづくりが順調
に進む一方、その他の分野についての地元学は進んでいない。

今回の事業は各マスメディアの報道の効果もあり、他地域住
民の伊南地区に対する注目を高めた。それにより期待される効
果の一つが他地域住民の伊南地区への観光意欲の上昇である。
そうした観光意欲の上昇した他地域住民を伊南地区に呼び込む

ためにも、環境（豊かな自然がある）や伝統（長い歴史があ
る）等の分野の地元学を進めることが必要である。そうして暮
らしの物差しを確立することでグリーンツーリズムやツアーの
形が見えてくる。またそれらを通して総合的に伊南地区の魅力
を演出することが可能になるだろう。そして他地域との活発な
交流はよりレベルの高い地元学を誘発し、伊南地区における暮
らしの物差しをより確立されたものにするといえる。

(3) カネとその循環づくり

今回、産直屋台「いなGO」を運営することで伊南地区にカ
ネとその循環づくりを実践した。その中で生産、加工、流通ま
での一貫した事業システムの確立について考察する。

まず、生産（第一次産業）、加工（第二次産業）について見
てみる。伊南の農業生産は自給的な品目が多く野菜類は少量多
品目の生産である。夏場は様々な品種が収穫できるがロットが
少ない。また豪雪地帯のため冬場はほとんど収穫できる野菜は
ない。このような状況から年間を通して飲食可能なアンテナ
ショップを運営するには、夏場の農産物の収穫高を上げること、
保存の可能な加工品の増加が必要である。ここでは伊南地区唯
一の担い手法人に期待したい。

（有）伊南の郷は、二〇〇一年操業で、かつては受託組合が管理

していたライスセンターの指定管理を受けるために作られた会社である。受託組合がやっていた頃は、春の育苗や秋の稲刈りの時だけしか機能しておらず、組合員はそれ以外の時期は自分の家の仕事をしていたため、施設はあるものの活用されていなかった。それが、二〇〇六年の合併を機に民間に委託されることになり、伊南の郷に移行した。出資金は三六〇万円で、村からは八〇万円の出資である。役員（オペレーター）は四人で、パートの女性が三～五人いる。秋には出資者が十一人応援に来る（全て認定農業であり、伊南の農家五〇〇戸のうち担い手農家はこの十一戸である）。一カ月の給料支払額は、役員も含めて約一〇〇万円である。また、町からの委託料は一、四〇〇万円である。移植作業受託は、隣接する南郷地区の農家からも増えており、受注量は今後増える可能性が高い。また、無農薬トマトやパプリカ、プランター野菜の栽培も行っている。(有)伊南の郷（ライスセンターを有する水稻作業受託法人）の受託面積は年々増加しているが、現状では受託圃場が分散し効率性が低い。これを効率化させ、土地利用部門を集積することで他の担い手農家を集約部門へと誘導することが、野菜生産の安定性につながる。伊南地区では、現状では、農用地利用改善団体等の組織化は図られていない。品目横断的経営安定対策（現：水田・畑作経営所得安定対策）への加入は、個別の農家単位での

対応であり（伊南地区では、伊南の郷のメンバーのうち三戸のみ）、集落営農への拒否感と自治体及び農協合併後の農政担当部署の脆弱化から、話し合いは進んでいない。農業政策への転換への対応という消極的な発想ではなく、地域営農システム構築に向けて、農家間の協議・調整が望まれる。

加工品については、家庭ごとに漬物などの簡単な加工は行っているものの商品化されているものはほとんど存在しない。暮



写真2 産直屋台いな GO オープンスペース
学生スタッフと佐藤雄平知事

らしの物差しづくりの項で述べたように他地域住民の郷土料理に対する需要は高かった。郷土料理の中には保存の利く物も多い。まずはそういったものから瓶詰め、真空パックと簡単な作業を施して商品化してみるのが良いだろう。そのためにもまず地域固有の食に関する暮らしの物差しを確立することが大切である。

次に、流通・販売（第三次産業）について見てみる。これまでの農産物の集荷・販売は、JAみなみ会津や民間集荷業者に限られていた。しかも、小規模産地であることから、その対応は小規模な位置づけに留まっていた。こうした集荷・販売機能を(有)伊南の郷が担うことで流通マージンが伊南地区に直接留まることになる。今回の事業をきっかけに(有)伊南の郷が集荷・販売機能を担う可能性が十分あることが確認できた。今後は独自の販路を形成していくことが必要となってくる。

本取組では、生産、加工、流通と一貫した事業システムは確立できなかったが、今回の産直屋台を実践したことでそれぞれの課題が明確となった。また(有)伊南の郷を中心とした一貫した事業システムの流れにも可能性が見出せる。

4 産直屋台戦略の成果と課題

本取組の成果は、第一に中山間地域の小規模原料産地であった伊南地区に食品加工、流通販売過程を導入することで付加価値の域内滞留を可能とした点である（六次産業化）。また、少量多品目という原料販売ではデメリットである特徴を逆に生かし、域内原料を料理という最終商品段階まで加工することにより、総合的に販売することを可能とした。

第二は、地域間交流の実現である。産直屋台いなGOは単なる飲食店ではなく、伊南地区の総合アンテナショップとして位置づけた。そこでは、観光案内、体験ツアーの窓口としての機能を果たした。その結果、取組終了後、福島市近郊住民が参加した伊南ツアーを実現している。これを受け、現地では、グリーンツーリズム、修学旅行受け入れ等に発展している。

第三に、地域づくりに対する住民意識の向上と地域共同体の再組織化である。伊南では、まちづくり協議会を核とした集出荷体制が試験的に運用され、さらに、郷土料理勉強会という住民組織が発足した。伊南郷土料理勉強会は、伊南の郷土料理について学び、実際に調理し、周辺地域・次世代に伝えていくという試みである。毎週二回の活動を行い、住民十五名が参加し

ている。中には若い世代も参加している。

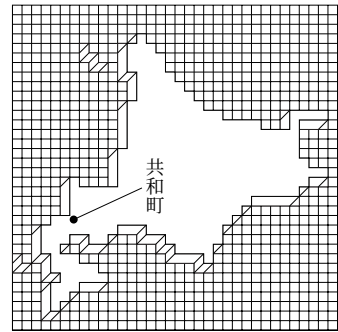
伊南だけでなく店舗を立地した福島市の中心市街地でも、地域間交流以外にも宣伝効果、集客効果、結果としての空き店舗対策など、様々な波及効果がみられた。実際に、今回の取り組みで借りている店舗の今期平均売上は、昨年同時期の平均売上を超えている。集客は二日間ですべ約一、〇〇〇人を動員した。これは八席しかない屋台では驚異的な数字である。また、ふくしま屋台村における潜在客層、特に二十代を中心とした層の集客にも成功しており、中心市街地活性化へ向けた効果を示せたと考えられる。ここに、地方都市と農村を繋いだネットワーク型地域づくりによる、過疎農村地域の経済停滞解消と中心市街地活性化の糸口を見出せると考える。

◆ ◆ ◆
本稿は、福島大学小山良太ゼミナールの調査研究活動を纏めたものである。これまでの活動報告は、各方面で纏めており、本稿はその総括編として位置づけている。本稿の記述は、下記の文献から多くの貢献を受けている。特に、小山ゼミナール1期生で、産直屋台いなGOの店長を務めた稲見栄志君、二期生でゼミ長の石川智史君には、実践活動から活動記録のまとめまで、多くの協力を得たことに謝意を表する。

【参考・引用文献】

- [1] 稲見栄志「地域アンテナショップの機能と役割」南会津伊南まちづくり組織」『小山良太ゼミナール卒業論文集』二〇〇七年度・第一巻、福島大学経済学会、二〇〇八年三月、pp.36―48。
- [2] 小山良太ゼミナール「過疎中山間地域における合併問題と産業自立化―南会津町伊南地域自治区を対象として―」『信陵論叢』Vol. 49、福島大学経済学部信陵論叢編集委員会、二〇〇七年三月、pp.126―144。
- [3] 小山良太ゼミナール「地方都市と農村を繋ぐネットワーク型地域づくり戦略―南会津伊南地区まちづくり事業と福島市屋台村を対象に―」『信陵論叢』Vol. 50、福島大学経済学部信陵論叢編集委員会、二〇〇八年三月、pp.193―217。
- [4] 清水修二・小山良太『いなGO! 伊南地区活性化まちづくり事業平成十九年度活動報告書』伊南まちづくり連絡協議会、二〇〇八年三月、219頁。
- [5] 小山良太「伊南地区における『農村』産業の振興と実践課題」清水修二・小山良太編『伊南地区活性化まちづくり事業平成十八年度報告書』福島県南会津町伊南地区まちづくり連絡協議会、二〇〇七年三月、pp.47―52。
- [6] 小山良太「日本の食料政策と地産地消の展開」『ローカルフード（地産地消）運動の制度化方案と事例』韓国洪川郡有機農クラスター協議会・尚志大学国際親環境有機農センター、二〇〇七年十二月、pp.37―64。（Kr）

— 連 載 —



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.52

共和町の事例

— かかしのふるさととは高品質な農産物の生産地 —

共和町の概要

「かかし」をまちのキャラクターとし、四季折々の美しい自然に恵まれた共和町は、国道五号線を利用し大消費地札幌から約九〇kmの距離にある。後志支庁管内の北西部に位置し、かつてニシン漁で栄えた岩内町、秀峰羊蹄山を望む倶知安町等、五町一村に隣接している。

ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園のエリアに含まれる神仙沼自然休養林は、海拔七五〇m以上の高原に位置し、ニセコ山系の湖沼の中で最も美しいといわれその神秘的な表情から神々や仙人が住むようだということから名づけられた「神仙沼」、日本一のフサスギナの群生地「大谷地湿原」がある。

の中央を東西に流れ、丘陵台地に農耕地が広がっている。古くからの米どころであり道外でも人気の高品質米、「らいでん」ブランドで知られるスイカ・メロン・スイートコーンなど高級果菜の産地である。「らいでん」の由来は、義経とメヌカの恋の伝説をもつ名勝「雷電」海岸をこの地から一望できることから名づけられた。

また、携帯電話やデジカメ、TV受信機のフィルター、PET樹脂用触媒など主に精密機器に用いられる、各種結晶材料や磁性材料を製造している「電子部品工場」があり、共和町の産業の一翼を担っている。

共和町の歴史は古く、北海道でも先進開発地域の一つに数えられている。

江戸末期の一八五七年（安政四年）、徳川幕府が幕府直轄の



夏の神仙沼

開墾場として町内の幌似・発足地区に御手作場を設けて米作を試したのが入植の始まりといわれている。

姿をあらわし、下部の円形は、共和の沃野と住民の心の和によって大きく発展するかたちをあらわしたものである。

開拓はその後、幾度かの変遷をたどるが、一八八三年（明治十六年）旧金沢藩主「前田家」が士族授産のために結成した起業社によって本格的に開拓がすすめられ、以後本州各地からの集団移住が行われ各集落が形成されていった。町内にある「前田」という地名の由来は、この前田家からとったといわれている。

共和町の農業

共和町の基幹産業は農業であり、堀株川の周辺に広がる肥沃な平坦地で米・小麦・馬鈴しょ・スイートコーンが、高台地ではスイカ・メロンが作付けされている。

共和町には、三農協（前田・

昭和三十年四月には、前田・発足・小沢の三村が合併、共和村が誕生し、昭和四十六年の町政施行により共和町となった。

二農協の概要は、組合員数一、二年八月、岩内を加えた四農協が合併し「きょうわ農協」が誕生した。

共和町章は、共和の頭文字である「共」を上部に配し、二六一人、正組合員戸数五〇九戸、販売取扱高五〇億七四百万円、購買取扱高二億八六百万円となっている。

「和」は円形をもって象徴した。「共」は三地区の住民が、共に力を合わせて新しい将来を築く

十九年度販売取扱高の上位五品目は、メロン二〇億六二百万円、米十二億九五百万円、スイカ八億三七百万円、馬鈴しょ三億八五百万円、スイートコーン二億七百万円となっている。

第三次農業振興計画・中期経営計画（平成二十一年から二十五年）を、今年度作成する予定になっている。

◆良食味米生産

昭和三十一年の大冷害以降、土地改良・稲作技術の発展・向上により、米の生産は急増していった。

共和村でも、昭和三十六年に出荷量一〇万俵を突破したが、収量とともに品質が問われる時代になってきていた。これに対応するため、同年、産米改良協会を設立し、共和米の品質向上への取り組みを開始した。「よい

米」「うまい米」を作るため、優良品種の普及並びに統一の指導など七つの事業を掲げ、積極的に産米改良に取り組んだ。昭和四六年にはその活動が高く評価され、優良産米共励会で最優秀賞を受賞している。

昭和四五年から米の生産調整が始まり、その後順次強化されたことにより、米の作付面積は、昭和四三年に二、七五〇ヘクタールあったものが、平成十九年には一、五五三ヘクタールとなり大幅に減少している。

共和町は、良質・良食味米の安定稲作地帯として位置付けられてきており、昭和六十年代には「キタヒカリ」や「ゆきひかり」、その後は「きらら397」、最近では「ほしのゆめ」や「なつぼし」など良食味米の適正作付けを推進するとともに、基幹品種の定着化を図ってきている。

また、平成十四年には、共和町が事業主体となり最新の調製・検査・色彩選別システムを備えた米穀調製貯蔵施設が建設され、低温での貯蔵管理により一年を通して高品質で均一化された共和米が出荷される体制になっている。

◆畑作物の高品質化と安定生産

共和町の粗生産額の推移をみると、米の生産調整で稲作から畑作への転作が進んだ結果、昭和六十年頃を境に畑作が稲作を上回るようになっていく。中でも大きく生産額を伸ばしたのが、スイカやメロンなどの果菜類で、特にメロンは価格的な優位性から昭和六一年頃から本格的な栽培が進んだ。

メロンは、発足地区で昭和初期から栽培されていたが、当時

の社会・生活環境等から嗜好品としての価値が確立せず自然消滅していった。その後三十年位経過し、畑作振興の一環としてスイカ・メロンの栽培が十五戸の営農集団で再開された。「らいでん」スイカ・メロンの誕生である。昭和三九年には青果物生産出荷組合を設立し、らいでんスイカが初出荷された。

昭和六二年、当時としては最新式の設備を備えた西瓜選果施設が完成し、スイカの規格統一による品質向上に大きな役割を果たすことになった。

さらに、平成九年、全国で初めてレーザー光線を使った非破壊糖度測定装置を備えたメロンの品質均一性がさらにレベルアップすることになった。この糖度測定装置は、平成十一年西瓜選果施設にも導入されている。共和町の選果施設から出荷さ



メロン集出荷選果施設



「らいでん」スイカ・メロンなど

れるスイカやメロンは、自動検査システムで形状・空洞などが、糖度測定装置でうま味の決め手となる糖度が一個一個測定され、「らいでん」の銘柄にふさわしい品質のものとなっていることから、道内はもとより道外でも高い評価を得ている。メロンは七月上旬～十月下旬まで出荷しており、出荷量の約八割が道外移出となっている。

「らいでん」スイカ・メロンは、共和町を代表する畑作物であり、全道一の出荷量となっている。

スイートコーンは、露地（トンネル）栽培では道内どこよりも早く出荷され、札幌大通り公園のワゴン販売で使われているとうもろこしは、共和町産が出回ると全量これに切り替わる。

また、真空予冷施設を利用し糖分の急激な低下を抑えることができることから、道外にも出荷

されている。

馬鈴しよは、早い融雪と温かな気候から、早出し産地として位置付けられており、関西・中京方面中心に出荷している。平成十八年には空洞選別機を導入し、より安心な品質管理・出荷体制となっている。

◇クリーン農業の推進

共和町のスイカは、昭和六十年頃連作障害による収量・品質の低下が問題となっていた。土壌病害菌（フザリウム菌）により、スイカなどに「つる割れ病」が多発し、対応に苦慮していたが、町内宮丘地区にある北海道原子力環境センター農業研究科が、ネギを混植するとつる割れ病がでなくなるという試験結果を発表し、多くの農家が実践に移し、ネギがウリ科の土壌病害を抑えるという効果を実証

していった。現在ではスイカ・メロンの栽培農家のほとんどがネギの混植を取り入れている。

この取り組みなどにより、らいでんスイカ生産組合は、平成九年第二回環境保全型農業推進コンクールにおいて農林水産大臣賞を受賞している。

また、同組合は、長ネギ混植による土壌病害の軽減、土壌分析診断による化学肥料の軽減・適正施肥の励行、最低限の病害虫防除の実践など「美味しくて安全・安心」を最重点事項として取り組んでおり、北のクリーン農産物表示制度「YES・clean」に登録されている。

◇農薬飛散防止対策

農薬の散布については、飛散を防止するため、すべての作物で粉剤及びDL粉剤の機械による散布使用を全面禁止している。

農薬散布対策ガイドラインを遵守した、地域一体となった取り組みを行っており、農協は粉剤及びDL粉剤の取り扱いを止めている。

水田の除草・殺虫・殺菌剤散布については、全組合員からの申込みを取りまとめ、地区ブロック毎に計画を立て、委託業者と日程調整を行い、無人ヘリコプターを使い水和剤の散布を行っている。十九年度は、延一、六二六ヘクタール実施している。

◇土作り振興対策

平成十九年は干ばつの影響により、基幹作物の一つである馬鈴しよが小玉傾向で収量減となった。地力の衰退や連作により、作物が最近の気候変化に適応できないことが収量・品質低下の一因とも考えられることから、農業の基本となる「土づく

り」運動を二十〇二二年度の三ヶ年計画で実施する。

土づくりの内容は、一、地力向上対策として①緑肥作物の作付推進、②堆肥の投入、③堆肥施用機の導入、二、土壌改良対策として①ストーンクラッシュヤー施工、②心土破碎施工を実施した組合員に対し農協が助成金を支出するなどとなっている。

共和町の観光

共和町を散策するには、岩内町から共和町を経てニセコ町まで続く「ニセコパノラマライン」を通じて神仙沼・大谷地湿原などを散歩し、田園の中に点在する郷土館・美術館などを鑑賞するルートがある。

また、農業を体験する場として「ふれあい農園」（七〇区画、



共和かかし祭り

一区画二〇坪）を開園しており、食即売会・鞍馬競技大会など会
札幌市民も三〇名入園し、ス
イトコーン・馬鈴しょ・南瓜
の植付け・収穫など農作業を楽
しんでいる。

◇共和かかし祭

共和町の一大イベントとなっ
ている「共和かかし祭」は、憩
いの広場（役場庁舎裏）を会場
とし、毎年八月に開催している
参加型のお祭りである。

昭和五六年八月、町民相互の
融和と連帯感を深めていくこと
を目的に、第一回「共和産業ま
つり」が開催され、第五回目か
らは「共和かかし祭」と名称変
更している。町をあげてのお祭
りで、町外から祭りに訪れる観
光客も増加するなど、共和町の
貴重な観光資源となっている。

メインイベントである「かかし
コンクール」はじめ農産物の試

平成十九年の第二七回「共和
かかし祭」は、八月十八日・十
九日の二日間開催され、約三五
〇〇〇人の来場者でにぎわった。
個性的な手作りかかしが勢揃い
する「かかしコンクール」には
小中学校、企業・職場グループ、
老人クラブ、個人などから一〇
六体の出品があり、お祭り会場
内に展示された。

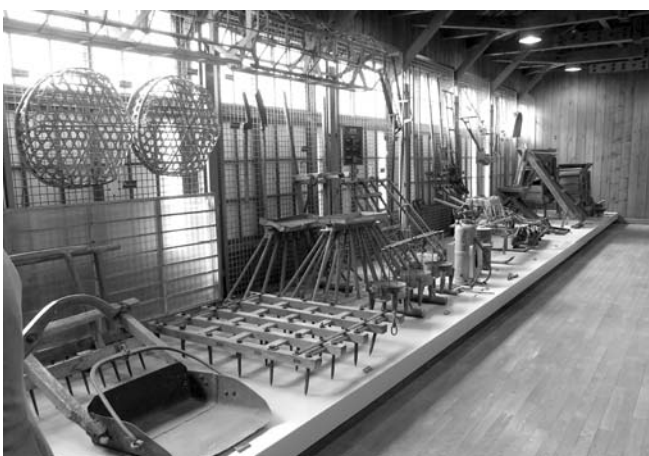
今年は、八月二三日・二四日
の二日間開催する予定となっ
ている。

◇かかし古里館

「かかし古里館」は、共和町
の主産業である農業に関わった
先人たちの開拓や生活文化の歴
史を永く後世に伝える施設とし
て、平成六年に開館した。



かかしコンクール



かかし古里館展示品

館内は一般展示室と収蔵展示室に分かれており、埋蔵品をはじめ、自然・産業・生活に関わる三、三三三の資料が展示されている。開拓初期に使用されていた農機具や生活用品の展示や、稲穂が実るまでの過程を再現した実物展示など、創意工夫を凝らした展示は「先人の歩んできた道筋」を辿りながら、共和町の未来を指し示す道標の役割を果たしている。

収蔵展示室は、昭和五七年三月に廃校となった小学校を歴史的建造物として復元、昭和八年当時の校舎を再現している。木造校舎は、大人には懐かしい遠い思い出を甦らせ、子供には時代の変遷を感じさせるものとなっている。一般展示室には、「共和かかし祭」で入賞したかかしが展示されている。

近隣の小中学生、札幌などからの修学旅行生が歴史社会の学

習の場として訪れており、来館者は年間約五、〇〇〇人となっている。

なお、かかし古里館の向かい側には、「北のあじさい寺」として知られる明善寺があり、六月下旬から七月にかけて一、〇〇〇坪の境内は色とりどりの紫陽花が咲き、観光客を楽しませてくれる。

あじさい寺で花を観賞し、かかし古里館で先人たちの生活を知り、西村計雄記念美術館で個人的な作品を鑑賞する観光客が多い。

◆西村計雄記念美術館

共和町役場から歩いて一〇分程の小高い丘の上に見える近代的な美術館は、町出身の洋画家西村計雄氏が自作の絵画一〇三点を寄贈したことを機に建設され、平成十一年にオープンした。

町の文化振興の拠点として位置付けられ、岩内町の「木田金次郎美術館」など後志管内に点在する美術館・文学館を結ぶ「しりべしミュージアムロード」に参画している。

美術館には、フランス政府やパリ市などからも作品が買い上げられ、「パリの日本人画家」として国際的に評価された西村計雄の油彩画約二、〇〇〇点、箱絵約三、〇〇〇点が所蔵されている。町民の募金によって購入・寄贈された作品「希望」も館内に展示しており、共和町役場ロビーには、油彩原画「ふるさと」の陶板大壁画が掲示してある。

なお、北フランスノルマンディ地方で修行した西村氏のご子息が、町内にあるチーズ工場「クレイル」で四種類のナチュラルチーズを製造し、札幌市内の百貨店などで販売している。

後記

取材に訪れた日は、ちょうど

田植えが始まった時期であった。二日前は全道的に荒れた天気となり、共和町でも強風により畑のビニールが飛ばされた農家があったと聞く。二週間前には霜害にあった農家もあり、農業の生産現場に來ると農家の大変さが実感できる。

食の安全・安心が強く求められている中、共和町は、スイカ・メロンの集出荷撰果施設や米穀調製貯蔵施設を整備し、糖度や品質に高い基準を設け出荷の均一化を図るなど厳しい品質管理を行い、消費者に安心して買っていただける農産物を生産・販売してきた。

農協合併後八年経過しようとしているが、同一町内で生産される長年かけて築いてきた「らい

でん」ブランドを維持・向上させるという共通認識により、合併当初のわだかまりも解消されてきたと聞く。

農家・農協が安定した経営基盤を築くためには、前記施設整備において果たした役場の支援体制が不可欠であり、三者間の意思疎通・協力関係が今まで以上に必要となる。

農畜産物の販売価格が低迷する中、原油価格高騰の影響を受け生産諸資材価格が上がり、農家経営の悪化が危惧される。目の前の田植えを見ていて、

優良品種を導入し栽培技術の向上を図り良食味米生産に取り組んできた農家の努力が報われ、次年度以降も生産意欲が持てる出来秋・販売価格になって欲しいと強く感じた。

(注)北海道地域農業研究所

特別研究員 上宗 辰美



研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成二十年四月～六月)

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

○「コープさっぽろ組合員理事学習会」

主催 コープさっぽろ

とき 平成20年5月10日

テーマ 北海道農業の発展と消費者の役割

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

○「北海道大学農学部農業経済学科 特別講義」

主催 北海道大学農学部

とき 平成20年5月15日

テーマ 北海道農業と農協系統

講演 糸山 健介

(当研究所・専任研究員)

○「第2回政策委員会」

主催 連合北海道

とき 平成20年4月10日

テーマ 地域農業支援システム

の構築とその課題

講演 井上 誠司

(当研究所・主任研究員)

○「コープさっぽろ職員研修会」

主催 コープさっぽろ

とき 平成20年4月21日

テーマ 協同組合としての生協

の可能性

理事選任のお知らせ

六月二十五日開催の第十八回通常総会で補欠選任の結果、左記の九氏が理事に就任されました。

長谷川 幸男氏

北海道農業協同組合中央会副会長

中出 孝一氏

(社)北海道地域農業研究所常務理事

坂下 明彦氏

北海道大学大学院農学研究院教授

勝浦 昇氏

北海道信用農業協同組合連合会経営管理委員会副会長

小野寺 仁氏

ホクレン農業協同組合連合会代表理事副会長

加藤 孝幸氏

北海道厚生農業協同組合連合会代表理事副会長

麻田 信二氏

生活協同組合コープさっぽろ理事会常任議長

佐原 照三氏

農林漁業金融公庫北海道支店長

梅野 博之氏

農林中央金庫札幌支店長

【人事異動】

新任 研究参与 山田 俊夫(七月一日)

DATA FILE

関連事項／DATA

共和町

〒048-2292

岩内郡共和町南幌似38番地

☎ 0135 (73) 2011 (代)

FAX 0135 (73) 2288

きょうわ農業協同組合

〒048-2201

岩内郡共和町前田167

☎ 0135 (73) 2121 (代)

FAX 0135 (73) 2079

東京大学

〒113-8657

東京都文京区弥生1-1-1

☎ 03 (3812) 2111 (代)

財団法人 日本農業研究所

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番29号

☎ 03 (3262) 6351 (代)

FAX 03 (3262) 6355

(有)ファーム花茶

〒066-0004

千歳市泉郷479番地

☎ 0123-29-2888

FAX 0123-29-2888

福島大学

〒960-1296

福島市金谷川1番地

☎ 024 (548) 8006 (代)

FAX 024 (548) 3180

(社)北海道地域農業研究所

〒060-0004

札幌市中央区北4条西7丁目1

☎ 011 (281) 2566

FAX 011 (281) 2707

HP: <http://www.chiikinouken.or.jp>

編集後記

◆北海道洞爺湖サミットが首脳宣言などを採択し三日間の日程を終了し閉幕した。

世界経済はいま、環境問題や食糧・原油の高騰、金融市場の混乱等により困難な状況下にある。

主要八カ国(G8)首脳が危機感を共有しインフレ対策等協調姿

勢をとったことは一応の成果だった。また、議長総括で地球温暖化

防止の新たな国際的枠組みづくりに向けG8が率先して温室効果ガ

ス削減に努める決意を表明したが、これは一刻の猶予も許されない課

題であり、今後は、強く反発した新興国と先進国がいかに調整・協

調を図るかが重要なポイントとなる。

ろ。

今回のサミットを契機に国民一

人一人が地球環境について考え、

行動することの大切さを認識したことがサミット最大の成果ではないだろうか。

◆まもなく北京オリンピックが開幕する、星野ジャパン、水泳の北島、野口、柔道日本など金メダルが期待されるチーム・選手の活躍が今から楽しみだ。道産子選手も陸上をはじめ数名が出場するが普段の実力を発揮し悔いのないオリンピックにしてほしい。また、ファンとして連日・連夜テレビで

熱い声援を送りたいと思う。

◆六月二十五日当研究所の第十八回通常総会が開催され全議案原案どおり承認されました。本年度は中央会・連合会の役員交代等により9名の理事が新たに就任しました。中出常務理事・山田参与を新たに迎え研究所スタッフも充実し事業計画達成に向け所員一同努力します。ので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

(佐々木正幸)

エーコープ
くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合(BB)肥料



稔りある大地とともに

ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長 藤田 久雄

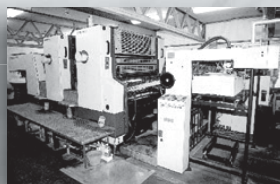
札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル18F）

TEL 代表 (011)222-2444
FAX (011)232-3597



FUJI PRINT Co.,Ltd.

当社はお客様の夢を実現するために、
創造力と技術力を常に前進させています。
お客様の夢を当社にお聞かせ下さい。
少しでも夢が現実のものになっていくように
我々は努力します。



デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

富士プリントはさまざまな印刷に対応

営業品目

- 定期刊行物 ● 商業印刷物
- 頁物印刷物 ● 記録印刷物
- フォーム印刷物 ● 情報処理加工

附帯サービス

煩わしい印刷物の梱包・発送作業を当社がお客様に代わって致します。

- 封筒入れ ● タックシール貼り
- 仕分作業
- 宅配便・郵便局・コンテナ手配 等

当社は2001年9月3日付で品質マネジメントシステムの国際規格である
ISO9001/2000年版の認証を取得しました



富士プリント株式会社

〒064-0916

札幌市中央区南16条西9丁目

TEL.011-531-4711

FAX.011-530-2549

URL <http://www.fujiprint.co.jp/>

農家の皆さんの草地更新等 圃場整備のお手伝いをします。

公社 NEW リフレッシュ事業

施工メニュー

- 標準施工は、耕起～土壌改良資材散布～砕土～施肥・播種～鎮圧です。
- 標準施工に、カッティングドレーン工、有材心土改良耕、堆肥散布など追加施工も可能です。

土壌改良資材・肥料・牧草種子

- 投入資材は、農家の皆さんで用意してください。
- 投入量は、自由に設定できます。
- 品種や組合せも、自由に設定できます。

補助事業との違い

- 土壌改良資材、肥料、種子等は、施工圃場で受け取ります。
- 事業量は、既存の地番図や航空写真等を活用した現地調査で確定します。
- 発芽不良などの手直し工事は、別途工事として施工費がかかります。

事業メニューと施工単価(税込み)

メニュー区分			ha当たり施工費	備 考
Ⅰ 単年度施工	A 春季施工 (牧草収穫前播種)	圃場条件：普通	101,850円	・ 圃場条件：普通 砕土 2 回掛けを標準とする。 ・ 圃場条件：不良 (石礫地・重粘土壌・傾斜地等) 砕土 3 回掛けを標準とする。
		圃場条件：不良	112,350円	
	B 夏季施工 (牧草収穫後播種)	圃場条件：普通	121,800円	
		圃場条件：不良	135,450円	
Ⅱ 2 か年分割施工	C 秋季施工 (2 か年分割施工)	圃場条件：普通	82,950円	
		圃場条件：不良	90,300円	
Ⅲ その他工事(耕起等一部施工ほか)		各支所で設定		堆肥散布、カッティングドレーン、 有材心破等



財団法人 北海道農業開発公社

本 所 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番23
TEL(代表)011-241-7551 FAX011-271-3776
ホームページ <http://www.adhokkaido.or.jp>

詳しくは農協または各支所へお問い合わせください。

- 道央支所 〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館
TEL 0126-23-2178 FAX 0126-23-4260
- 道南支所 〒040-0073 函館市宮前町33番13号 道南農業会館
TEL 0138-44-5600 FAX 0138-44-5615
- 日胆支所 〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号 日胆農業会館
TEL 0144-32-8171 FAX 0144-32-3215
- 十勝支所 〒080-0013 帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル
TEL 0155-24-0254 FAX 0155-24-0261

- 釧路支所 〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館
TEL 0154-22-1538 FAX 0154-25-4798
- 根室支所 〒086-1006 標津郡中標津町東6条南1丁目2番地 根室農業会館
TEL 01537-2-3296 FAX 01537-3-2080
- 北見支所 〒090-8650 北見市とん田東町617番地 北見農業会館
TEL 0157-25-2826 FAX 0157-25-9188
- 上川支所 〒070-0030 旭川市宮下通14丁目右1号 上川農業会館
TEL 0166-25-2613 FAX 0166-26-3464
- 道北支所 〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館
TEL 0162-33-3321 FAX 0162-33-7339